

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和6年5月16日（木）午前10時 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）今 城 雅 子 （副委員長）塚 田 佳 充
安 達 卓 是 土 光 均 戸 田 隆 次 錦 織 陽 子
西 野 太 一 矢田貝 香 織

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

浦林教育長

【総務部】

〔総務管財課〕角課長

【総合政策部】

〔総合政策課〕中本課長 上場広域行政推進室長

【市民生活部】藤岡部長

〔環境政策課〕足立課長 井原課長補佐兼環境・脱炭素推進担当課長補佐
梅原環境・脱炭素推進担当係長 大塚環境・脱炭素推進担当係長

〔クリーン推進課〕高浦課長 遠藤施設管理担当課長補佐

【福祉保健部】塚田部長

〔福祉政策課〕渡部課長 松原課長補佐兼総合相談支援担当課長補佐
久保福祉政策担当課長補佐

〔障がい者支援課〕米田課長 橋本相談給付担当課長補佐
柴田計画支援担当課長補佐

〔長寿社会課〕足立次長兼課長 遠藤課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐
矢野高齢者福祉担当係長

【こども総本部】瀬尻部長 長谷川次長

〔こども政策課〕永榮課長 國谷こども育成担当課長補佐

〔こども相談課〕松竹課長

〔こども施設課〕矢野次長兼課長 榎本子育て施設担当課長補佐

【教育委員会事務局】長谷川局長

〔こども政策課〕永榮課長 遠藤課長補佐 金田義務教育学校準備担当課長補佐
松井義務教育学校準備担当係長

〔こども施設課〕矢野次長兼課長 宇山課長補佐兼学校施設担当課長補佐

〔学校教育課〕仲倉課長

【経済部】

〔経済戦略課〕宮本課長 岩田産業・雇用戦略室長 大丸産業・雇用戦略室係長

〔スポーツ振興課〕成田課長

【水道局】

〔浄水課〕岡田課長 山田課長補佐兼水源整備担当

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 坂本議事調査担当係長

傍聴者

稲田議員 岩崎議員 大下議員 岡田議員 奥岩議員 門脇議員 田村議員
津田議員 松田議員 森田議員 又野議員 吉岡議員

報道関係者 4 人 一般 2 人

報告案件

- ・令和 6 年度「脱炭素先行地域づくり事業」について〔市民生活部〕
- ・米子市立学校の今後の水泳学習及びプール施設の在り方について〔教育委員会〕
- ・義務教育学校整備事業の進捗状況及び今後のスケジュールについて〔教育委員会〕
- ・東保育園の建て替えに係る今後の予定及び新認定こども園の名称（案）について〔こども総本部〕
- ・まんが図書館活用事業の実施について〔こども総本部〕
- ・米子市障がい者支援プラン 2024 の策定について〔福祉保健部〕
- ・米子市地域包括支援センター運營業務委託公募型プロポーザルの実施について〔福祉保健部〕

〜〜

午前 10 時 00 分 開会

○**今城委員長** ただいまから民生教育委員会を開会いたします。

報道機関から撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

本日は、執行部から 7 件の報告があります。

初めに、市民生活部所管の令和 6 年度「脱炭素先行地域づくり事業」について、当局の説明を求めます。

足立環境政策課長。

○**足立環境政策課長** そういたしますと、脱炭素先行地域づくり事業の現状と今後の対応につきまして御報告させていただきます。

先ほど送らせていただいた通知をお開きいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、本日の資料は 1 種類でございます。画面上の通知をクリックして開けていただきたいと思います。

そうしますと、上の四角の枠の中に、このたびの報告の概要を記載しております。本市の脱炭素先行地域づくり事業の状況につきましては、2 月の閉会中の委員会におきまして御報告させていただいておりますけれども、確実に事業が実施できるように、課題に対する調整、変更作業を優先的に行うこととしておりました。2 月の報告の際には、夏以降の環境省交付金の追加配分を受けて事業を実施したい、そのように申し上げておりましたけれども、関係各所との調整が順調に進みまして、本年度になりました 4 月に環境省のほうから交付金の内示を受けることにたどり着きました。このことに伴いまして、6 月定例会に向けて、ただいま予算編成を進めているところでございます。

6 年度に行う事業といたしましては、水道局における太陽光発電 P P A 事業を予定して

おります。事業費、補助金の内示額につきましては、表にお示しさせていただいております。今後の流れといたしましては、来る6月議会におきまして補正予算を上程させていただきまして、お認めいただいた後に事業を実施する段取りとなります。

以上がこのたびの報告の要旨になりますけれども、四角の枠の下のほうに詳細を記載しておりますので、ここからはもう少し詳しく説明させていただきます。

それでは、1の事業概要、そして2の経緯をまとめて説明させていただきます。

米子市は、境港市、ローカルエナジー、そして山陰合同銀行との4者の共同提案で、令和4年4月に第1回脱炭素先行地域に認定されておりまして、令和4年度から8年度の5か年で国の交付金事業を実施することとしております。昨年度につきましては、淀江のどんぐりこども園、そして伯仙地区の農業集落排水施設に太陽光発電設備の設置などを行ったところでございます。そして本年度、令和6年度以降につきましては、公共施設に加えて、荒廃農地への太陽光発電設備の設置や水道局への太陽光発電設備、そして大規模蓄電池の設置の計画などを行っているところでございます。

本事業は、単に脱炭素化を進めるだけではなくて、地域課題の解決も併せて目指すという先進的な取組でありますことから、2月の委員会で報告させていただきましたように、当初の計画の段階では判明していなかった課題が生じてまいりました。その対応につきまして、環境省と協議、調整をいたしまして、令和6年度につきましては確実に事業ができるように調整、変更作業を優先的に行うこととしておりました。その結果、調整が整いまして国からの内示を受けることができまして、事業を進めていく道筋がついたというところでございます。

それでは、3に事業内容を記載しておりますけれども、それぞれの事業の進捗状況を踏まえてまとめて御説明させていただきたいと思っております。

それでは、次ページにあります2ページを御覧いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

まず、①再エネ供給事業についてでございます。こちらにつきましては、既存の再エネ発電施設、具体的には、クリーンセンターで発電した電力を自己託送により公共施設に供給するというものでございます。令和5年4月から下水道内浜処理場、そして皆生処理場に供給を行っているところでございます。

次に、②水道局での太陽光発電PPA事業についてですが、こちらは水道局敷地内、具体的には、車尾、そして戸上水源地に太陽光発電設備を設置するものでございます。また、水道局内で必要な電力を発電するだけではなくて、水道事業は市民の生活に密着した事業でありますことから、非常時の対応といたしまして、必要な電力を蓄電するために大規模蓄電池を設置するものでございます。こちらの事業は令和6年度から8年度の3か年で実施することとしておりまして、6年度の事業費につきましては、表に示しているところでございます。先ほど申しましたように、こちらにつきましては、6月補正で議会にお諮りする予定としております。

続きまして、③公共施設等における太陽光発電PPA事業についてでございます。御案内のとおり、公共施設に太陽光発電設備を設置しまして、発電した電力をその施設自体に供給するというものでございます。先ほど申しましたが、昨年度には、淀江のどんぐりこども園、そして伯仙地区農業集落排水施設においての設置を完了いたしまして、今年度4

月より供給を開始しております。今年度につきましては、来年度設置の施設のほうを検討するということにしているところでございます。

次に、④荒廃農地等による太陽光発電PPA事業についてでございます。こちらは、弓浜半島の荒廃農地などに太陽光発電設備を設置しまして、発電した再エネ電力を公共施設に供給するというものでございます。

それでは、申し訳ございません、3ページ目、別紙として、太陽光発電PPA事業（荒廃農地等）と表題をつけているものを御覧いただけますでしょうか。

これまでの経緯についてをこちらに記載しておりますけれども、この事業は、弓浜半島の荒廃農地のうち、大崎地区の候補地に8メガワット規模の太陽光発電設備を導入するという計画でございました。この計画を進めるに当たりまして、変電所の空き容量が想定していたものよりも少なく、当初計画していた規模の発電設備の設置は困難であるということが判明いたしました。そして1つ課題となっておりますが、当該事業は地域の脱炭素化と併せまして地域課題の解消も目指すというものでありますことから、改めて、その目的に合う候補地や実施方法について検討、調整を行うこととしていたところでございます。

そして現在におきましては、大崎地区におきまして高圧の3メガワットの接続検討を行い、事業性が確保できる見込みとなったことから、共同提案者であるごうぎんエナジーと共に用地取得に向けた交渉を進めているところでございます。また、残りの5メガワットにつきましては、候補地エリアであります弓浜半島内におきまして変電所の空き容量の影響を受けない低圧を中心に実施する方向としておりまして、候補地の選定、そして地権者交渉を進めているところでございます。

それで、度々で申し訳ございませんが、2ページ目に戻ってやっていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、⑤の再エネ需給調整蓄電池事業についてでございます。これは交付金事業により設置した設備で発電しました電力を供給する際の需給調整を行うものでございまして、現在その設置場所を検討しているところでございます。こちらの事業が環境省の交付金の対象外でありまして、経済産業省の補助金を活用する予定としているところでございます。

それでは、⑥データプラットフォーム事業についてでございます。こちらにつきましては、各公共施設の電力使用量、そしてCO₂の排出量を管理するためのものでございまして、3か年計画で進めております。令和4年度、そして令和5年度におきまして2か年分は実施している状況でございます。来年度に残りのシステム構築を実施する予定としているところでございます。

最後になりますけれども、⑦公用車EV化事業でございます。公用車の購入につきましては、令和6年度中に補正予算での予算化を検討しているところでございます。また、カーシェアリングなどを含めました手法につきましても、併せて検討中でございます。

以上が事業全体での進捗状況となります。

重ねてになりますけれども、令和6年度における今後の流れといたしましては、来る6月議会におきまして補正予算を上程させていただきます。お認めいただきました後に、本年度につきましては水道局における太陽光発電PPA事業を実施する、そのような段取り

になっておりますので、よろしくお願いいたします。報告は以上でございます。

○**今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

西野委員。

○**西野委員** 2点質問させてください。

まず、太陽光事業を進めていく上で、この太陽光パネルっていうのは国産ですか、外国製ですか。

○**今城委員長** 足立環境政策課長。

○**足立環境政策課長** 大変申し訳ございません。今の時点で国産か、外国産かっていうのはちょっと把握ができておりませんで、こちらにつきましては、また情報を入れさせていただくということではよろしいでしょうか。

○**西野委員** はい。

○**足立環境政策課長** 申し訳ございません。

○**今城委員長** 西野委員。

○**西野委員** 4月8日、国会の行政監視委員会で青山繁晴参議院議員が経産省に質問しました。事業用太陽光パネルは、国産だと制御ボタン一つで起動、リセットをできるようですが、外国製の太陽光パネルは、パソコンにソフトをインストールしてからでないと起動やリセットできないものが多く、安全保障上のリスク、サイバーセキュリティ、不正アクセスの危険性が言われております。本市における事業用太陽光パネルも国産にするべきだと思います。よろしくお願いします。

もう一つ。委員長。

○**今城委員長** 続けて。

○**西野委員** あと、公用車のEV事業化を進めるということなんですが、よくEVはCO₂の削減と言われますが、電気自動車は電気が動力でございます。日本の電力の8割近くは火力発電です。火力発電で燃料を燃やす際にCO₂が排出されます。また、フォルクスワーゲン、同じタイプでディーゼル車と比べ電気自動車のバッテリーを造るのに多くの電力を使用するため、約2倍のCO₂が排出されている報告もあります。あと、リチウムイオンの電池ですね、これ使われていますが、レアメタルのニッケル、コバルトの採掘、製造においてもCO₂を排出してます。排ガス規制で、EV車じゃなくてもCO₂排出量はかなり抑えられていて、製造時などトータル的なことで考えれば、EV車とそれ以外の車の環境的なことはさほど変わらないと思います。

また、EV車、車両重量も同クラスの車格で、約240キロから460キロ重いのことで、1人で運転してても6人、7人乗車していることになります。路面やタイヤの消耗を早め、環境面でいえばデメリットです。もちろん道路は税金で造られています。

こういったことは環境に厳しい欧米の方々が答えを出してます。アメリカ・テスラの株価2021年に400ドルを超えてましたが、現在は170ドルあたりを前後しております。アメリカ・アップルのEV撤退、アメリカ・フォード、EV事業赤字拡大を食い止めるためバッテリーの発注を減産、大手レンタカー、ハーツですね、こちら保有する2万台のEVレンタカーを売却しております。中国・BYD、筆頭株主、ウォーレン・バフェット、こちらは持ち株をどんどん売却しております。ちなみに、もう一人の世界三大投資家

と言われるジョージ・ソロス、こちらはアメリカのテスラの株、全部売却しました。ドイツのフォルクスワーゲン、これ減産、そして2021年、テスラ株が最高値のとき、メルセデス・ベンツが2030年に全車種、こちらEV化宣言を発表しましたが、僅か3年でその宣言を撤回いたしました。

このように、世界ではEVは衰退をたどる一方です。EVシフトは間違いだったと世界は判断しています。それは、EVでなくハイブリッドで勝負を続けてきたトヨタ自動車、こちらは先日の決算発表で過去最高益、営業利益5兆円を超えたことが物語っていると思います。そのような世界の情勢下で、本市公用車に高額なEV自動車を増やすことをどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○今城委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 公用車のEV化についてのお尋ねでございます。今現在、公用車のほうが全庁的に3台所有してるところでございますが、今のところ、これを年次的に少しずつですけれども、増やせていけたらということで考えてるところでございます。脱炭素ということもありまして、今、西野委員の御意見いただきましたけれども、一定の利用状況の中では脱炭素に貢献するものとしては、ガソリン車からEV車のほうに替わりますと、大体1台当たり1.48トンぐらいの効果があるのではないかなというような情報も入れているところでございます。

今言われましたように、EV車よりハイブリッド車というところのニュースもよくお聞きします。そういうところも情報は集めているところございまして、ただ、実際、市の公用車の大部分が、今、軽貨物という箱バンのタイプになるんですけれども、それが大部分を占めます。それ以外の普通乗用車につきましては順次ハイブリッド化が進んでおりまして、もうこれはかなりの割合でハイブリッド化をしている、福祉保健部の2台で運用しております。

ただ、軽貨物のEV車ですけれども、これが実はハイブリッド車っていうのがほぼまだない状況でして、このちょうど2024年頃から、各メーカーのほうからかなり出てくるんじゃないかっていうニュースは聞いております。そういうところも踏まえながら、このEV車の、単純ないわゆるハイブリッドでなくEV車の導入っていうところと、今後のハイブリッド車というところの導入の進捗といいますか、普及のほうということも考慮しながら進めていく必要があるのではないかと考えております。以上でございます。

○今城委員長 西野委員。

○西野委員 脱炭素、これを考えてのEV車ということは分かりますけど、例えばLPガス、こちらのエンジンに注目したほうがいいのではと思います。LPガスのエンジンでは排出ガスの量が極めて少ない。LPガス価格、ガソリンの価格に比べて6割から7割程度、東日本大震災でも安定供給されたと言われ、耐震性、耐火性など災害メリットのあるLPガススタンドを市庁舎に設置するなど、環境やランニングコストのことを考えると、タクシーなどが使用しているLPガス自動車にしてはどうかということを要望しておきます。以上です。

○今城委員長 ほかにはございますか。

安達委員。

○安達委員 関連するかなと思うんですが、今質問の中で、EV車っていうですか、車、

公用車の活用っていうのが出たと思うんですが、自分の視点がちょっと入りますけれども、ほとんど入るんですが、公共施設の公用車をやっぱりいろんな形で、何ていうですか、排ガスのところもあるし、それから今のEVとかガソリンを燃料として使わないところは、公共の自治体というのは先駆的にやらなきゃいけない側面を今まで見てきたところもあるので、それをどのように考えておられるのかなと思うんですが、どうでしょうか。

ちょっと細かい話ですけども、やはりそうは言っても総体的に環境も含めてガソリン車よりも、以外の車、特にEV車も含めて、活用とか、購入して活用しようとする考えがあるかどうか、ちょっと教えてください。

○今城委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 公用車のEV化の活用というところのお話でございましたけれども、活用というところでは、想定されるものとしましては、例えば災害時の蓄電池機能ですとか、そういった要素もあろうかと思えますけれども、現時点では、まだそこまでの規模感での導入計画というのはございません。ただ、言われましたように、自治体の使命というところで、やはり脱ガソリン、脱炭素というところで公用車の更新のタイミングですとか流通の状況を考慮しながら、少しずつではありますけれども、進めていく必要があると、そのように考えております。以上でございます。

○今城委員長 よろしいですか。

安達委員。

○安達委員 それと、ちょっと視点を変えますが、説明のところで担当課長が言われたんですが、大崎のエリアで面積はどの程度予定、計画をしておられるのか。ちょっと面積のところ聞き漏らしたかもしれませんので、大崎のところを言われたんですが、その面積はどのように押さえ込もうとしておられますか。

○今城委員長 宮本経済戦略課長。

○宮本経済戦略課長 大崎の高压の部分に限っていいますと、3ヘクタール程度を考えております。以上です。

○今城委員長 安達委員。

○安達委員 別の場面でも言ったかもしれませんが、和田には工業団地にバイオマスがありまして、今ちょっと稼働はストップしております、いろんな事情があつて。こないだも地元説明があつたんですけれども、そのときに、弓浜半島に2つの変電所があるということで、夜見と余子の変電所、余子変電所にそういった施設が入る予定で地下埋設等の設備をしてこられたんですが、今の段階では、こういった境港と米子と、それからローカルエナジーさんとタイアップして事業展開をしようとするんですが、今の変電所の容量っていうのは今現在で大丈夫なんですか。増設するとか、そういう計画はあるかないか。

○宮本経済戦略課長 現在のところはございませんで……。

○今城委員長 手を挙げて。

宮本経済戦略課長。

○宮本経済戦略課長 失礼いたしました。現在のところは、増設とかということはなく、今のところ空き容量というのは、余子、夜見で6メガワット、5メガワットの空きということを伺っております。以上です。

○今城委員長 安達委員。

○安達委員 それは大丈夫なんですね。

最後にしようと思うんですが、この間、3月議会から今日の日までなんですが、報道番組を見とって、太陽光発電のいろんなタイプがあると思うんですが、国産も外国産もあるかもしれませんし、火事が起きる、山林なんか火事が起きたりする。何で火事が起きるかというのは、たばこの不始末があるかもしれませんが、分からないところで報道があるんですが、太陽光発電のパネルとかは、蓄電池もそうですが、水をかけることによって火力が倍になったり、増えるんだそうですね。そういう解説を見とったら、太陽光発電っていうのは、環境によくて非常にいいものだとか感覚的に取ったんですが、そこはちょっと、何ていうんですか、蓄電池やパネルに水をかけることによって被害とか危険が増えるというふうに聞くんですが、総体的な話で、それ情報を持ってもらえるかどうか分かんんですが、そういう構造的なことも含めて太陽光パネルっていうのはどうなんだろうというのを私、心配するところなんです。

○今城委員長 宮本経済戦略課長。

○宮本経済戦略課長 実は地元の自治会などには既に説明会をしておりますて、同じような御質問をいただきます。我々も事業主体であるごうぎんエナジーさんもその認識はございまして、ごうぎんエナジーさんも、機械の選定に際してはそういったところはしっかり気をつけていきたいと。そして実際に事業を進める場所においては、特に民家に被害が及ばないような場所を選ぶということで、今、用地を選定をしているというところでございます。

○今城委員長 安達委員。

○安達委員 これから6月議会に向かって、事業の内容や補正額が具体的なものが提出されるとは思っておりますので、そこでまた議論するかなと思うんですが、今後、いわゆる2市が手法も含めた新しいP Tといいますか、事業拡大をされると思うんで、それは注視していきたいなと思います。以上です。

○今城委員長 ほかに。

土光委員。

○土光委員 西野委員とのやり取りの答弁で聞き取れなかったことが1つあるので、まずそれを。

E Vの評価で、答弁で1年当たり1.48とか、そういう数字を出されたと思う。これは何のどういう数字か、もう一度ちょっと。

○今城委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 E V車を更新した際の脱炭素の量が1台当たり1.48トンと申し上げたその理由でございますけれども、これはガソリン車をE V車に替えた場合の二酸化炭素の排出量ということで、一定の条件の下になりますけれども、示されている数値ということで答弁を申し上げました。以上でございます。

○今城委員長 土光委員。

○土光委員 ガソリン車をE V車に替えたときの脱炭素ということだから、CO₂の排出量が1.48というのは、1.48倍では少なくともないですよね。何ですか、1.48というのは。

(「トンじゃないの」と声あり)

ちょっとそこ、数字の意味が今の話ではよく分からないんです。

○**今城委員長** 角総務管財課長。

○**角総務管財課長** その1.48トン、ちょっと今の説明、いつからか分かりませんけれども、排出されるCO₂の量という。

○**土光委員** 量。

○**角総務管財課長** はい、量でございます。

○**土光委員** その量が減るということ。

○**角総務管財課長** 減るということでございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かればいいですけど、1.48減る、もともとは幾らで、元の排出量は分かりますか。

○**今城委員長** 角総務管財課長。

○**角総務管財課長** 元の量ということでございますけども、申し訳ございません、これについては、今現在1台当たりが何トン排出しているかというのは承知していません。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっとEV関係に今触れたので、これに関して要望を兼ねた質問ですが、このEVの評価をトータルに考えるときに、もちろんCO₂の排出がどのくらい減るか、今言ったように、1年当たり1.48トン、これ1台かな。でもEVって前提で話が全然変わって、例えば、西野委員が指摘したように、火力発電で生み出した電気を使うと、そこで出るので、それを考慮する必要がある。逆に、例えば基本的にEV、再エネを使えば、そこは全く考慮する必要はない。使い方によって、太陽光発電で昼間、今、中国電力なんかも発電抑制とか出力抑制やってるそういう昼間のやつを、蓄電池だからそれをうまく使うというふうにすれば、全くその電気はCO₂排出ゼロという前提で考えられて、その辺で全然EVの脱炭素に対する効果というのは話が替わってくると思うので、だからEVに替えることがいいということではなくて、今、実際米子市がこういった事業をしているのだから、米子市としてはEVを導入すると、どういう根拠でどのぐらいの排出、どういう根拠というのは、単にどっかの数字だけではなくて、運用の仕方でがらっと評価の方法が変わると思うので、こういう運用をするからこういう効果ができる、そういうことを資料も含めて分かるような形で出していただければ、そうしないと、なかなか評価に関して、前提が変われば全然評価も変わるので、そういうところが前提を共通にして議論できるような、そういった環境を整えてほしいなというふうに思います。

それから、これは事実関係ですが、西野委員が、ガソリン車等で排ガス規制がだんだんきちっとやられてるからCO₂が抑えられているという趣旨の発言をされたと思うんですが、排ガス規制とCO₂の排出量は、つまりもともと排ガスというのは一酸化窒素とか二酸化硫黄とかそういったやつで、CO₂そのものも排ガス規制で減るとかいうのは、私はあまりそういうふうに思っていないのですが、ちょっと事実関係で、西野さんでもいいですけど、その辺はどうなんかというのをちょっと。本当に排ガス規制でCO₂は減るんですか。私は関係ないと思うけど、そこに関しては。

○**今城委員長** 角総務管財課長。

○**角総務管財課長** 今、土光委員さんが言われました関係性、関連性というのは、申し訳

ございません、把握をしておりません。

○今城委員長 土光委員。

○土光委員 だからE Vの評価の一つの要素として、排ガス規制云々も関係するんだったら、そういうことがあるから評価するに当たっての一つの要素になると思うんで、それも含めてというふうに思います。

それから、あとE V関係で、これ公用車を導入していく。これ当然給電施設とかも必要で、これをどういう手法のやつをどのくらい使用を、どこに設置するか、それも公用車にE Vを導入ということで関係してくると思うので、先ほど言ったE Vの評価で、そういったE V単体、そういう車のことだけではなくて、どういうふうな仕様の給電設備をどこにするか。これ多分前のどっかで出たと思うんだけど、じゃあ、それを一般の市民が使えるかどうか。多分そのときの答弁では考えてないと言ったんだけど、使えるようにすれば、より効果があるかもしれないし、そういうことも含めて提案というか、資料を出して説明をしていただきたいというふうに思います。

続けていいですか。

○今城委員長 どうぞ。

○土光委員 あと、太陽光パネルに関して、これも西野委員が国産かどうかと言って、理由としてはセキュリティー云々ということがあるので、そこもきちんと考慮してということとは、これパネル、つまり実際屋根というか、載せるパネルのことだけではなくて、それで、インバーターとか、そういう全体のシステムをどうするか、セキュリティー云々はそういうふうに私は理解しました。だからパネルだけがどこで造ってるパネルかっていうことではなくて、システム全体を要は国産か、じゃないかも含めてどういうふうに考えていくかというのが必要ではないかと思うので、その辺の情報もお願いしたいと思います。

それから、太陽光パネル、耐用年数が20年とか、20年でばっと使えなくなるわけではないけど、いずれ使えない時期が来るというのは確か。これ今設置して地権者といろいろ交渉というのは、その用地は、これは借りるという前提で考えていると思っていいですか。

○今城委員長 足立環境政策課長。

○足立環境政策課長 今の御質問で、例えば太陽光パネル、耐用年数過ぎたら、その後、廃棄とかになるかという意味合いの御質問としてちょっと一旦お答えさせていただきますけれども、20年が来ましたら米子市が譲渡を受けるというふうにしているところでございます。例えば廃棄費用なんかがかかりますことになってしまいますけれども、それも米子市が支払うことになるというふうに見ております。といいますのが、例えばそれが業者が持ったままでありますと、当然PPA単価、電気料金のほうに上乗せされる形になりますので、使える限りは米子市が譲渡を受けまして、使える限り米子市が使っていきたいというふうに考えているところでございます。今の回答で、趣旨が違えば教えてやっていただければと思います。

○今城委員長 土光委員。

○土光委員 そのことも聞こうと思ったのですが、先ほど私が聞いたのは、地権者の了解を得てそこにパネルを設置する。この了解を得るというのは、あり得ることとしては、土地を借りるか、それとももう買い取るか、その辺のところ、まずそこを確認したいという

ことです。

○**今城委員長** 宮本経済戦略課長。

○**宮本経済戦略課長** 荒廃農地の太陽光パネルにつきましては、買い取るという方法で、それも含めまして事業性を考慮して、事業をするかどうかという判断をごうぎんエネルギーさんがされるということでございます。以上でございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 買い取るわけですね。

次は、先ほど少し答弁がありましたけど、いずれ使える限りは使えばいいと思うので、ただ、いつまででもというのはない。そのことは考えておかないといけないということで、だからパネルに関しては20年か、決まってるのか、それ以降はもう米子市がそれを譲渡。

(「譲渡」と声あり)

譲渡というのは、無償でというふうに思っているのか、それも含めて後で答弁ください。

多分20年だったらまだそれなりに使えるので、使えるだけ使う、最終的に廃棄も米子市の責任です、そういう計画。じゃあ、土地に関しては、買い取って使えるだけ使って、もうやめた場合はその土地どうするんですか。

○**今城委員長** 宮本経済戦略課長。

○**宮本経済戦略課長** 荒廃農地の太陽光パネルにつきましては、ごうぎんエネルギーさんが土地を買われて、太陽光パネルの処分もごうぎんエネルギーさんがされます。ですから米子市の公共施設に設置する太陽光パネルとはまた違って、荒廃農地の太陽光パネルについては土地もごうぎんエネルギーさんが購入をされて、太陽光パネルもごうぎんエネルギーさんが設置をされ、そして最終的に廃棄をしなければいけないという段階になりましたら、ごうぎんエネルギーさんがそれを処分すると。ですからその処分代まで含めた試算をごうぎんエネルギーさんがされて、事業性を確保するというところでございます。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっと全然変わって、私がもともと念頭にあって質問してるのは、この荒廃農地に太陽光発電事業をするという、その事業について聞いています。だから最初の答弁は多分別な件。

(「そうです」と声あり)

だから、この荒廃農地に設置するという、そういう前提で聞いている。そうすると、これはごうぎんエネルギーさんが買い取る。20年来ても使える限りは使うのかな、その辺も含めて使える限りは使う、処分もごうぎんエネルギーさんがする。米子市は関与しない。土地も買い取ってるんだから、そこをどうするかは、もう米子市は特に関与しなくて、ごうぎんエネルギーさんが何をするんだろうなと思うんだけど、それを使用後のことも念頭に置いてごうぎんエネルギーさんがこれをやっていく、そういうふうな理解でいいですか。

○**今城委員長** 宮本経済戦略課長。

○**宮本経済戦略課長** 土光委員さんのおっしゃるとおりでございます。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 今の流れをちょっと聞いてると、米子市が20年後には譲渡を受けると、廃棄は米子市がするっていうふうに聞いたんですけど、それと、そのごうぎんエネルギーですか、あれとの関係はどうなるのかなってちょっと混乱してたんですけど、整理してくださ

い。

○**今城委員長** 足立環境政策課長。

○**足立環境政策課長** 大変申し訳ございません。最初に土光委員から御質問受けましたときに、ちょっと私も質問の趣旨が定かではなかったもので、私がお答えした内容は、例えば公共施設の屋根とか、ほかの太陽光発電施設で要は契約期間が切れたらどうなるかという趣旨で御説明させていただいたものでございます。土光委員が質問された趣旨は、結局のところ荒廃農地でのP P A事業のことではございましたので、ちょっと答弁が混乱したことは申し訳ございませんでした。

○**今城委員長** よろしいですか。

○**錦織委員** 分かりました。

○**今城委員長** ペーパーの1ページ目のところに、事業内容というところに、太陽光発電P P A事業が2、3、4と3種類ありますよね。水道局と公共施設、それと荒廃農地というところがあるので、そこら辺のところがちょっと立て分けをして説明がされてなかったので、ちょっと混乱というか、誤解を招くような形になったと思うんですけども、今大きく進んでいくって言うところって言うのは、荒廃農地のところが2月の休会中の委員会で報告があったところで、まだ決まってないんですよという話があった中で、今回大きく前進するって言うことになったので今回の報告の案件になってますので、2番、3番の太陽光発電P P A事業、水道局、それから公共施設っていうところが、もしも今のところで立て分けでもう一回説明が必要だということでしたら、もう一度きちっとした形にしますが、今の答弁で認識をしていただけたということでしたら次の方に進みたいと思いますが、よろしいですか。

〔「続きがあります。いいですか」と土光委員〕

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 委員長が言われた1ページの2、3、4のこの部分に関しては了解した上で、あと、これ基本的に4に関してですが、これ2、3とも共通するので、最初の太陽光パネルは国産なんですか云々のことも兼ねて聞きたいのは、これ太陽光パネルを廃棄するとき、よく太陽光パネルは有害物、ヒ素とかタリウムとかなんかするから処理が非常に難しい、もうどうしようもなくなるんじゃないかという意見、そういう考え方があります。私は、それは都市神話だと思ってるんですが、つまり太陽光パネルもいろいろ種類があって、かつてはそういったものを使ってる太陽光パネルも実際あった。でも実際、今これからするという太陽光パネルは、そういう種類のはほぼない、有害物が含んでる、というふうに言われていて、私はこれは事実だと思ってます。

だから、その辺の情報も、太陽光パネル、国産かどうかに関連で、どういう種類の太陽光パネルで、種類はいろいろありますから、この種の太陽光パネルだったら廃棄するとき、例えばガラスとかケイ素とか基本的に有害物がないやつなので、処理もそんなに負担ではないかどうか、そういった情報も提供していただきたいというふうに思います。

○**今城委員長** よろしいでしょうか。

では、矢田貝委員。

○**矢田貝委員** すみません、2点お願いします。

荒廃農地を使つての太陽光パネルの設置で、2月のときにも、想定する土地面積8ヘク

タールというふうにおっしゃってて、今の高圧の発電のところが3ヘクタールぐらいの想定ということでしたけれども、残りの黄色い枠で囲ってある荒廃農地、低圧等で対応を考えておられるその土地っていうのが5ヘクタールであるというふうな単純理解でよろしいのでしょうか、まず確認させてください。

○**今城委員長** 宮本経済戦略課長。

○**宮本経済戦略課長** 矢田貝委員さんのおっしゃったとおりでございます。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** この事業の背景に、荒廃農地というところの再生利用、そこを再生利用していくということで、そこにはセイタカアワダチソウであるとかヌカカ等の害虫被害というところがありましたけれども、この土地選定に当たっても、現在ヌカカ対策も数年取り組んできてるんですけれども、そういった土地のこのパネル設置の土地選定に当たって、ヌカカとか土地所有者が見つかるが、交渉先が難しかりうが、そこを達成するためにしっかりと方針を持っていらっしゃるのか、また、1区画当たりの面積というのを想定して交渉に当たられているのか、具体的には、地権者交渉も進めていらっしゃるというような話でしたので、答えられる範囲でお願いできますでしょうか。

○**今城委員長** 岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長。

○**岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長** 荒廃農地の選定に関する御質問だったと思います。現在考えてるところが、B分類といいまして、荒廃農地の中でも荒廃度の進んだ農地、機械とかを使って戻さないと農地に戻すことがなかなか難しいような荒廃度がかなり進んだところを選定してますので、当然ヌカカによる被害が多い地域、イコールそうなるかと考えております。低圧ということなんですが、目安としましては、大体1,000平米程度の土地を一つの区切りとして考えております。以上です。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** ヌカカの対策であつたりとか、いろんな土地のときに、通路の問題で手がつけられない、半島の中にはエリアというのがあるというふうに聞くことがあるんですけれども、そんなところも含めて、なかなか再生利用の困難度が高いところこそ最優先で交渉に当たられていくということで、確認ですけれども、よろしいでしょうか。

○**今城委員長** 宮本経済戦略課長。

○**宮本経済戦略課長** これも矢田貝委員さんのおっしゃったとおりでございます。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** ありがとうございました。

最後、1点ですけれども、この事業ですが、令和8年までの予算がついているんですけど、カーボンニュートラルを目指して、2030年、令和12年にある程度のニュートラルなエリア、地域として出来上がっていくための、土光委員もおっしゃったんですけれども、見える化のことなんですが、一つ一つ事業に取り組んでいってらっしゃる報告は私たちも受けることができますんですけれども、具体的に、たくさん事業計画されている中で、どれぐらい進んでいて、この部分がこうなったから2012年のカーボンニュートラルのシティーを目指してどこまでこういうふうに進めるっていう、見える化についてはどのように考えていらっしゃるか、教えてください。

○**今城委員長** 足立環境政策課長。

○足立環境政策課長 今、委員さんおっしゃられましたが、どこまで進んでるかが分からないと。これまでも議会のほうで報告させていただいておりますが、この事業はまだ道半ばの状況でございまして、今の時点で、じゃあ、ここまですんと進んでるよっていうことまでお示しできる状況になかったというのは大変申し訳なく思っております。

ただ、今言われましたように、2030年、そして2050年と大きな目標を立てて進んでおるところでございまして、何らかの形でこの事業だけに限らず、米子市として環境問題でこういったことで進めて、どの程度進んでいるかというようなことは、また随時情報として入れさせていただき、報告としてさせていただきたいというふうに思っておりますので、こちらにつきましては、もうしばらく状況を見守ってやっていただければというふうに思っております。

○今城委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 この令和8年の期間の中間年になりますので、どういった方向でお示されるのかっていうあらあらの形でもお示しいただいて、その中で私たちも意見を申し上げて、市民がカーボンニュートラルシティの取組の中に意識を持っていけるような見える化のシステムというのがあればいいかなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。以上です。

○今城委員長 ほかに。

戸田委員。

○戸田委員 私は、ちょっと視点を変えて1点だけ意見を申し上げたいと思います。

本事業に当たっては停滞感が否めなかったんですが、ある程度具現化ができてきたので、ある程度理解をしたいというふうに思いますが、その中で、今、矢田貝委員さんがおっしゃった見える化というのがありますけど、私は、市民に対するメッセージが足りないのではないかなというふうに思っております。今行政機構の内容について通知がありましたけれども、このカーボンニュートラルについては、脱炭素の担当者というだけの配置をされておられたんですけども、やっぱりそこら辺が弱い。これから今のいわゆる荒廃農地については、農地法なり農産法の適用といういろんな大きな課題、そういうクリアしなければいけない部分が相当想定されます。そういうふうなことから考えれば、やはりカーボンニュートラル室とか課を設けてその準備や対応を私はすべきじゃないかなと思います。

先般、会派で那須塩原に視察に行きました。目的は違っておりましたけれども、その説明の中で、カーボンニュートラル課を設置をして、市長がトップダウンで脱炭素に取り組んでおられるというような事例も私も拝見しました。そういうような観点からいけば、本市も、そういうカーボンニュートラル室とか課を設けて市民に対するメッセージを発信するとともに、やはり取り組み方に見える化、もっと充実してやっていく必要が私はあると思います。その辺はいかがでしょうか。

○今城委員長 藤岡市民生活部長。

○藤岡市民生活部長 委員さんの御指摘、ごもっともだと思っております。今回、脱炭素先行地域づくり事業の現状について御報告を申し上げましたが、この事業は、地域における経済と環境の好循環、そして持続可能な社会の実現というものを目指すものでございます。そのためには、おっしゃるような、組織の体制の強化というのは非常に重要なものだ

と認識をしております。

本日の報告に当たりまして、市民生活部以外のそれぞれの所管の課も同席をしておりまして、本市全体の脱炭素社会実現に向けましたビジョンや、それから具体的な施策について検討するために、現在、副市長をトップとしました庁議メンバーで構成いたします米子市脱炭素社会実現推進委員会の設置をしております。各部署で連携をしながら実施を行っております。

また、事務局の環境政策課としましては、人員体制も昨年から大幅に強化を行っておりますし、また、6年度からは、これらの事業の進捗管理等を強化するために、環境政策課の以前は環境計画担当でございましたが、この名称を変更いたしまして、現在、環境・脱炭素推進担当に変えております。まずはここからスタートしてるという状況でございます。おっしゃるように、全市的な取組という姿勢、非常に重要でございますので、市一丸となって事業は実施してまいりますし、いただいた御意見を踏まえながら、より一歩進むものにしてまいりたいと考えております。以上です。

○今城委員長 戸田委員。

○戸田委員 これから事務が、さっきも言いましたけど、多岐がわたってきますので、その辺の体制を整備されて向かっていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。以上で終わります。

○今城委員長 ほかによろしいですか。

土光委員。

○土光委員 すみません、再度。蓄電池についてお伺いします。

1つは、2ページの水道局に設ける蓄電池で、この説明で、水道施設のBCP対策の強化を図ると。これ蓄電池を設けると、できなかったことが何かできる、特に多分停電とか、そういう場合にできなかったことができるということだと思うんだけど、これで水道施設のどの電力を供給できて、例えば通常どおり運営できるのか、そういうところまでこれで行けるのか。もしそうだとすると、蓄電池も容量があると思うので、何日間はこれでやっていけるのか、その辺のところを説明願えますか。

○今城委員長 岡田水道局浄水課長。

○岡田水道局浄水課長 蓄電池のお話だと思いますけども、蓄電池については、車尾水源地に1,000キロワットアワー、戸上水源地に6,000キロワットアワーを設置する予定としております。

BCPの強化については、現状については非常用発電機を採用しておりまして、停電時にはその発電機で電力を補給して配水を行っておりますけども、蓄電池を配置しますと、太陽光で発電された電気を蓄電池にためて、夜間とか例えば停電時についてはそこから供給するってということで、電源が非常用発電機のほかにも蓄電池という電源が増えるためにBCPの強化がされるというふうに考えております。

時間については、夜間、昼間、いろいろと電気の使う使用量についても大きく変化がありますので、何時間というのはちょっともう一度精査する必要があるのかなというふうに考えております。以上です。

○今城委員長 よろしいですか。

土光委員。

○**土光委員** 要は停電に備えて停電のときに、でも非常用発電機が使えるかどうかにも影響するんだな。いいです。プラス蓄電池があれば、よりそれが充実するというイメージは分かりました。

あともう一つは、これも蓄電池で、2ページの⑤の再エネ需給調整蓄電池事業に関して、これが令和7年度から1ページの表では実施というのは、これはちょっと2ページの説明になりますが、経産省の補助金の関係で実施は令和7年度になるからというふうに思っているんでしょうか。

○**今城委員長** 岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長。

○**岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長** 蓄電池の御質問でございます。令和7年度以降の経産省の補助金の活用を想定しております。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、想定してるから、実施するのはそれ以降になってしまうということなんですかということですけど。

○**今城委員長** 岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長。

○**岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長** 現在、候補地の選定中でございます。令和7年度に間に合うかどうかというのがちょっと今のところ未確定ということで、令和7年度以降、令和7年度もしくは令和8年度に実施する予定ということになっております。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。とにかく令和7年度以降で、7年度からすぐできるかどうか、それは相手があることだし、確定できないけど、少なくとも令和6年までは実施はできないというのは補助金の関係だ、これは確定だと思っていいですね。

○**今城委員長** 岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長。

○**岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長** おっしゃるとおりでございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** これを整備した場合、目的は太陽光発電の需給調整がこれによってできる。これ導入するとどんなことができる、需給調整ができるようになるのは分かるけど、なければ、太陽光発電だから昼しか発電しない、夜は発電できない、昼、発電オーバーしても使い道がなければ捨てるかもしれない、そういうことのために需給調整をしようと思うんですけど、この容量も予定してますよね。この規模の蓄電池を整備すれば、例えば今、米子市で荒廃農地とか公共施設とか太陽光発電やって、それが無駄なく使えると想定されるような容量の蓄電池を考えていると思ってるんですか。

○**今城委員長** 岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長。

○**岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長** 計画段階では、米子と境港の太陽光発電10メガ、それに対しての必要な量を算出して、その規模の蓄電池を整備するということになった次第でございます。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 米子と境港の10メガというのは、説明では、米子は8メガぐらい、これ荒廃農地のところを見てるんですが、8メガを想定してて、ちょっとその10メガというのは何がどうなんですか。

○**今城委員長** 岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長。

○**岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長** 失礼しました。あくまで米子は8メガワットの荒廃農地に設置する、それから境港市も境港市の市内で2メガワットの太陽光を設置すると、そういう意味でございます。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** これの役割がちょっと。まず、この容量を書いてますよね、7,000キロワットアワー。だからこのくらいの容量を導入すれば、米子、境港の太陽光発電10メガワット、これが無駄なく使えるという前提での容量だというふうなものでですか。

○**今城委員長** 岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長。

○**岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長** 先ほどおっしゃられました7,000キロワットアワーというのは、水道局の蓄電池の容量でございます。

(「間違えました、すみません」と土光委員)

荒廃農地の⑤の蓄電池の容量としては、8,000キロワットアワーを想定しております。これで十分な量というふうに想定をいたしております。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** ⑤で想定してる蓄電池の容量は8,000キロワットアワー。この数字は資料にはないですね。あった、ない、どちらだ。

(「出ております」と声あり)

④のほうかな。

○**今城委員長** 立て分けてきちっと話をして答弁してください。

岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長。

○**岩田経済戦略課産業・雇用戦略室長** 申し訳ございません。⑤については容量については記載しておりません。申し訳ございませんでした。

○**今城委員長** 足立環境政策課長。

○**足立環境政策課長** 申し訳ございません。今の⑤について、そのキロワットアワー、載せておりません。といいますのが、先ほど7,000といいますのは②の水道局の蓄電池の話でございまして、⑤につきましては、ただいまその規模等を調整してる段階にございますので、これもまた具体的にめどが立ってお示しできるようになりましたら、その時点で資料として出させてやっていただきたいというふうに思いますので、こちらについてももう少しお待ちいただければというふうに思います。

○**今城委員長** よろしいですか。

土光委員。

○**土光委員** 4と5の蓄電池の関係がちょっとよく分からなくなりましたが、④で弓ヶ浜半島に点在する荒廃農地、これ太陽光パネル発電で、そこは8,000だから設備か、このための蓄電池というのは⑤と思っていいんですね。容量に関しては、そういう意味では、これには記載されていない。

(「はい」と声あり)

分かりました。

○**今城委員長** よろしいですね。

ほかにはございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前 10 時 58 分 休憩

午前 11 時 01 分 再開

○**今城委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

教育委員会から 2 件の報告を受けます。

初めに、米子市立学校の今後の水泳学習及びプール施設の在り方について、当局の説明を求めます。

永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** 米子市立学校の今後の水泳学習及びプール施設の在り方について御報告申し上げます。

このたび、今後の水泳学習及びプール施設の在り方の基本方針としまして、資料の 1 番、四角で囲んでおります 3 点を定めました。1 点目、教職員とインストラクター等とのチームティーチングを行うことで、泳力のさらなる向上を目指す。2 点目、安定的な水泳学習の実施、教職員の負担軽減を目的に、公営や民営プールの活用へと転換していく。3 点目、今後、学校のプール施設の新築及び改築は行わないことを基本とする。この 3 点でございます。

検討を行うに至りました背景、課題としましては、自然環境の変化により屋外での水泳学習が以前と比べて難しくなっていること、あと、プールの管理につきまして教職員の負担になっていること、プール施設の老朽化が進んでいる上に、多額の建設費、維持管理費がかかることが上げられます。このようなことを背景としまして、3 番に記載しております児童生徒の泳力の向上、安定的な水泳学習の実施と教職員のプール管理に係る負担の軽減、こちらを目的に検討を行ったところでございます。

次に、4 番目に記載しております市内公立学校の水泳学習及びプール施設の現状についてでございます。

(1) の水泳学習の現状でございまして、水泳の授業時間数、こちら学習指導要領には明記をされておりませんが、米子市内では小学生が年間 10 から 12 時間程度、中学生が 6 時間から 8 時間程度実施しております。中学校 3 年生は選択科目となっております。水泳学習の実施時期につきましては、6 月上旬から 7 月下旬までのおおむね 2 か月間となっております。

また、プール施設の現状、(2) のところですが、資料 3 枚目の別紙に各校のプールの建設時期、こちらを載せております。約 8 割が築 30 年以上を経過しているという状況でございます。

資料 1 ページに戻っていただきまして、プールの新設にかかる経費でございしますが、約 2 億 6,000 万円が経費としてかかります。こちらは福米西小学校プールの例でございます。維持管理費は、令和 4 年度実績で 1 校当たり年間 66 万円要しております。今回の基本方針につきましては、施設の集約化を目的としたものではございませんが、参考としまして、今後、全ての学校にプール施設を設置した場合の建設費の概算、あと、学校のプール施設の維持管理費の年間 50 年分の概算、あと、公営や民営プール施設を利用した場合の 50 年分の費用の概算を載せております。

2 ページ目を御覧ください。5 番、他自治体の事例でございます。学校にプールを設置しない場合の他自治体の事例ですが、公営や民営プール施設を利用する、併せてインストラクターを活用しているケースもございます。近隣や同じ自治体内の学校のプール施設を利用する、自治体内の学校のプール施設を廃止し、自治体で共同利用するプール施設を新設する、あと、水泳の実技学習を廃止するというような方策が他の自治体で取られております。

次に、6 番、市内の公営や民営プールの施設の状況についてでございますが、今回の検討に当たりまして、市内の公営、民営 5 施設にお話を伺っております。いずれの施設とも、学校の利用については協力したいという御回答をいただいております。

このような状況を踏まえまして、当初に掲げる基本方針を定めたところでございます。先ほどありましたが、猛暑や豪雨等の自然環境の変化等により、以前と比べ屋外の水泳学習が難しくなってきており、また、学校プールを水泳学習で使用する期間も、1 学期の 2 か月に限られているのが現状でございます。公営や民営プールの活用へ転換していくことで、児童生徒の安定的な水泳学習を確保していきたいと考えております。また、インストラクター等と教職員がチームになって水泳学習を行うことで、児童生徒の泳力のさらなる向上を図っていききたいということを考えております。

最後に、7 番、今後の取組についてですが、学校プール施設の老朽化の状況、築年数、公営や民営プールの受入れの状況を踏まえまして、令和 7 年度以降、モデル実施校における取組を行いながら、公営や民営プールの活用への転換を進めていきたいと考えております。

また、学校プール施設の廃止に伴う市全体のプール資源の状況を踏まえまして、民間事業者を含む関係事業者とも協力しながら、学校の授業や市民の利用に必要なプール資源の総量等の確保について検討を行っていききたいと考えております。

説明は以上でございます。

○今城委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

錦織委員。

○錦織委員 私、義務教育学校のプールをどうするかという話があって、それで、いきなり水泳学習及びプール施設の在り方についてという基本方針というのが出て、ちょっとびっくりしてるんですけど、これはどこでこういう方針を決められたのか、内部協議だけでこの基本方針っていうのは決められたのか、ちょっとそこら辺のいきさつっていうか、お尋ねしたいんですけど。

○今城委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 こちらの基本方針の決定ですが、事務局で検討しまして、4 月の教育委員会で委員さんの御意見をいただいた上で決定したものでございます。

○今城委員長 錦織委員。

○錦織委員 教育委員さんの意見を聞いたということなんですけど、私、それぞれの学校に、もうこれからはプールを設置しないと、新しく建設しないという方針っていうのは重大な変更になるというふうに思いますので、本当だったら、このプールの問題について、保護者だとか、それから識者っていうか、専門家だとか、そういった方たちの何かしら委

員会だとか協議の場をつくって検討するっていうのが筋じゃないかなというふうに思いますが、すごいそれこそトップダウンみたいな格好でやられるのは非常によくないというふうに思うんですが、何かそういったことは検討されなかったんでしょうか。

○**今城委員長** 永栄こども政策課長。

○**永栄こども政策課長** プールにつきましては、大きな学校施設の一つであります、あくまで学校施設の一つというところで、方針決定のプロセスに問題はないと考えております。特段、第三者とかの意見を聞くっていうところは検討してはおりません。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 学校施設の一つの施設だからということで、そういう認識ではちょっと困るなというふうに私は思うんですが、今、確かに地球温暖化だとか天候が非常に異常な天候が続いてるとか、そういう問題もあると思うんですが、ここで言われている教職員の負担が生じていると、プールの管理などに、これはちょっと別問題だなというふうに思っています、プールが必要かどうかということとはね。だから、やっぱりもう一回私は検討し直すということが必要だなと。中身もですけれども、決め方に対してちょっと非常に、こういうことで決めてはいけないというふうに私は思いますけど、教育長としては、もうこれで十分だというふうに思われたんでしょうか。

○**今城委員長** 浦林教育長。

○**浦林教育長** これは、教育委員さんと我々だけで決めたような話になりましたけど、実際は学校関係者とも、それから子どもたちの意見等もしっかり聞いてきておりまして、それから少し出ておりまして、他の自治体等の複数の自治体の取組等もしっかり情報を収集して決定しております。

それから、義務教育学校のプールの検討で急にこれが出たというふうな認識は少し違ひまして、全国的にこのプール施設の我々のような廃止といいますか、代替のような取組というのはかなり前から始まっておりまして、私もこのことはいずれ着手しなきゃいけないというふうに思っております。そして情報収集したり、いろいろな報道等を聞かせていただきながら世の中の動向もキャッチをしてきました。

そして、議場のほうでも、例えば学校施設をもっと早くスピードアップして改築したほうがいいんじゃないとか、あるいはトイレの改修等ももっと急ぐべきではないか、様々な議場でも御意見を頂戴しながら、じゃあ、我々も、何といいましょうか、全体の量の削減というものも一定程度念頭に置かなきゃいけないなというところで、プールもその一つの土俵にのってくるだろうということでもあります。

いろいろ調べていきますと、子どもたちにとっても、泳力をつけるのにこちらのほうがよりいいだろうということ、それから教職員は別だというふうにおっしゃいましたが、やはりこれは教職員の働き方も加味して考えなきゃいけないと私は思っておりますので、そういった部分の加味、それから経費等も今計算して、概略ですけど、出させていただきますと、そういった部分についても削減ができるというような、いろんな意味でこの方針転換というのは、多角的に考えて我々としては非常に納得していただけるものだと思いますし、有意義なものだと考えて現在提案させていただいてるところでございます。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 決めるに当たっては、学校関係者だとか子どもたちの意見を聞いたっていう

ことですが、どの場で子どもたちの意見を聞かれたんでしょうか。ちょっと疑問なんですけど。

○**今城委員長** 仲倉学校教育課長。

○**仲倉学校教育課長** 子どもたちにつきましては、アンケートという形で子どもたちから意見を取りまして集約したところでございます。

少し紹介させていただきますと、まず、プールの学習について、小学生、中学生ともに、小学生については、泳ぎ切ったときの達成感だったり、潜ったり浮いたりするのが楽しいですとか、そういう低学年の意見もあったりもしますし、中学生になると、先ほど申し上げましたように、達成感ですとか、そういう技術が向上するというところで、非常に水泳の学習というものには意義があるというふうに子どもたちは感じております。

一方で、今プールが全ての学校、屋外でございますので、やはり天候によって左右される、雷が鳴る、大雨で急に入れなくなる、そういうところですか、あと、プールも水温が気温等によって差が出ますので、やっぱりプールから上がったときに寒かったりですか、逆に暑かったりという、そういったような困り感というところもアンケートの中からございました。

そういう中で、温水プールをどれだけの子どもたちがこれまで経験しているのかというところも、こちらとしましてちょっと把握する必要があったもので、温水プールについての経験があるかというところもアンケートの中に入れ込みました。そうしましたら、7割以上のお子さんが小・中学生とも温水プールでの経験がありました。温水プールにつきまして、その子どもたちの捉えとしましては、水が冷たなくて環境に左右されない、それから天候ですね、雨が降っても寒くない、雷が鳴っても大丈夫、それから一年中やっぱり長い期間入れるっていうような、子どもたち自身もそのような感想を持っております。そのような形でアンケートのほうは取らせていただいたところです。以上です。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** それじゃあ、後で、このプール学習についてのアンケートそのものと、まとめた、対象をどこら辺でしたのかとか人数だとかっていうので、そういったものの資料を頂きたいというふうに思います。

それから、ちょっとお尋ねしますけれども、今後、屋内の民間とかの施設を利用すると、一年中できるんだというようなこともあるんですけど、でも基本的には水泳の授業時間数っていうのは変わらないんですよね。それから夏にあるとか、ほかの季節にもするっていうようなこともちょっと考えてはおられるんでしょうか。

○**今城委員長** 仲倉学校教育課長。

○**仲倉学校教育課長** 現行の学習指導要領では、やはり水泳の学習時間というのは基本的な時数は決まっております。委員おっしゃられたように、これが温水プールとなりますと、年間の指導計画というものを学校は作成した上で学習に年間当初立てて取り組んでおるところですが、プール学習がこれまでどうしても天候的に左右されることで夏場が中心だったんですが、これがもう少し早い時期から、また、もうちょっと長い時期まで、秋以降も使えるということになりますと、そういうところも含めまして年間の指導計画というものをまた柔軟に設定できる、そのように考えております。

○**今城委員長** 錦織委員。

○錦織委員 この基本方針については、私は、もうちょっと関係者だとか、いろんな方の意見を、市民の意見をやっぱり聞いていただきたいなというふうに思います。以上です。

○今城委員長 ほかにはございますか。

安達委員。

○安達委員 以前からこのことについては、義務教育学校のところで、関連したっていう言い方じゃないですけども、こういう施設の設置の仕方について意見を聞かせてもらっております、当局から。今、錦織委員が聞いておられる中でもちょっと関連するかもしれませんが、やっぱりこの決定は、教育長、今日おられますけれども、市には総合教育会議っていう市長も交えた会議があると思うんですが、そういったところの方針決定も必要じゃないかなと思ったりします。やはり市長が今日米子市の教育方針として、こういう施設は今後造らないんだとはっきり明言して、それを我々に、議会もそうですが、市民に情報を提供されるべきところでもあるんじゃないかな、一つの手続ですけども。

プールに限定すればそうですが、自分は、義務教育学校の中で、音楽室は要らないんじゃないのっていうのと同じように、プールの設置っていうのは非常に大事な施設の管理運営だと思ってるんです。期間も短くていいとかそういう短くてしか利用しないというような言い方をされるなら、一年中、いわゆる室外であっても利用できる時期というのはあると思うんで、そういう利用の仕方も考えられたのかなと思います。1つ返ってくるのは、2.6億のお金が広がってくるんです。非常に多額だっていう印象を出されました。確かにそういう建設費は高い、高額なものかもしれませんが、義務教育学校の施設ということでは、金額を云々ということは非常に方向的には違うんじゃないかなと思います。

元に返りますが、プールは、やはり特に義務教育学校で議論したところでは、中学校、私は美保中校区でやってましたから、中学校のプールっていうのは、いわゆる進学したときの高校とかでいけば、中学校のプールは必要じゃないか、そうするっていうところもあって、もちろん小学校も必要じゃないかというふうな論を持っておるわけですけども、なかなかこの手続がすごく性急だなと思いますが、どうでしょうか。

○今城委員長 ごめんなさい、安達委員、次の案件として、義務教育学校整備の進捗状況というのがありますので、その件に関することは次のところでさせていただいていいですか。今のところでは、市内のほかの全てにおいての中学校の学習の在り方とか、プールの在り方というところで説明の部分を求めてよろしいですね。

○安達委員 はい。

○今城委員長 では、お願いします。

長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 重ねてになりますけれども、このたびの方針決定に係る検討の仕方ということにも関わってくるかと思います。先ほど市長の決定ということがございましたけれども、教育委員会制度、この教育委員会制度がございまして、市長とは権限を別にして執行機関として教育委員会を設置する、やっぱりこれはこれで大きな意義があると思います。このたびの決定は、プールの施設といいますよりも、目的のところ書かせていただいておりますけれども、泳力の向上、それから安定的な水泳学習の実施でございます。こういった教育の中身についての教育委員会の決定でございます。

性急にということ、そういう受け止めをされておられるかもしれませんが、これも

議会におきまして、12月議会、3月議会でこういった話題がありました。それからこういったことを受けまして、教育委員会で1回で決めたわけじゃございませんで、何回も教育委員会でこの協議、議論をしたところでございます。1月、2月、3月、4月と、ずっと教育委員会で議論して決めたというところでございます。

ですので、プールの有無ということではなくて、水泳の授業はなくなる、泳力の向上ですとか水泳学習の安定的に行うと、さらにその授業を確保していくと、そういう視点で考えておりますので、その辺りは御理解をいただきたいという具合に思います。

○今城委員長 いいですか。

安達委員。

○安達委員 自分が発言したのが、何ていうですか、十分な情報が伝わっていないとするならば、改めてもう一度言いますけれども、学校施設の一つの施設としてプールの設置はどうですかという質問をしたつもりです。これからは、それは造らない、プール学習というのは必要だ、それを切り分けて私は発言したつもりです。まずプール施設の今後基本方針としては、造らない、建設しないというのはどうなんだと。そのために手続的なことや、我々が聞くに当たってすごく性急に感じましたが、どうですかという質問をしたつもりです。そこは、もうこの場で方針は決定しておりますので、今日のこの方針どおりということなんでしょうけれども、私は、そのことに対しては非常に疑義を感じますと、性急に感じましたよというつもりで言ったつもりです。手続は踏まれましたと言われますので、そうですかということを追認するしかないです。

あとは、じゃあ、ないとして、プール学習はどうしていくかということですが、公営も含めて民間の施設もあるから、そういう施設を利用していきたいんだということですよ。ただ、僕が思うのは、もしそういったとしても、バスに乗って今後4年後にできる美保中校区の義務教育学校で市内の町なかの施設に行こうとすると、1日日程になっちゃうことも考えてのカリキュラムを設定されると思うんですが、そういうのも非常に心配をしますというつもりで言ったつもりです。学習として、これからプールを泳法とか、そういうのを含めて実力をつけていくんだということも必要だと思っておりますが、僕はプール施設は必要不可欠な義務教育学校としての施設の一施設だと思っておりますので、それを聞いたまでのことです。

それで、お金のことに返りますけれども、お金がかかるということを言われるなら、ほかの施設がどうなのかと思うところがあります。なぜここまで言うかということ、ほかの美保中校区以外は児童生徒数が増える、ですからプレハブも造らにゃいけんだろうという必要に迫られていますという、ある校長先生の意見も聞きました。そういうところも総合的にやっぱり判断すべきところかなと思っておりますので、ぜひ、このプールのもう方針決定は変えませんと言われますけれども、ここのもう少し説明が不十分じゃないかなと思いました。

繰り返しになりますけれども、このペーパー、資料ですけれども、もう少しいろんな多角的な説明が、この間こういうことをしてきましたとか経過等の説明もあってもよかったんじゃないかと思うんですが、それはどう思いますか。

○今城委員長 長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 先ほどございました経過の説明が不十分じゃないかと、そ

れは御指摘のとおりかと思います。決定事項について中心に書かせていただきましたが、経過について、おっしゃるように、検討経過、その辺が資料としては若干不十分だったことについてはおわび申し上げます。

○今城委員長 安達委員。

○安達委員 委員長に先ほど指摘されましたけれども、義務教育学校のことも次に予定されておりますので、またそこで発言をしていきたいところもあります。以上です。

○今城委員長 ほかに。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 今、前に言われた皆さんと同じなんですけど、説明の仕方が少し足りないというふうに思っています。全体として、こういう方針でありますという第1回目、私たちにぴしっと御報告いただいたというふうに思えば、今後の取組のところ、モデル実施校における7年度以降の取組を行いながら活用への展開を進めていくのだということが具体的に私たちに示されてくるのが第2回になるのではないかというふうに好意的に捉えた場合に、丸ポチの2個目の学校の授業や市民の利用に必要なプール資源の総量等の確保についても検討される、このところが見えないので、私の前の2人の委員さんの発言になってきているというふうに思うんですね。

決定をしてきましたということと、それに伴う実施に当たっては、5つの施設のインストラクターとの協力で指導を進められるとなったら、そこに予算、バスで移動するならどうということも出てくる段階で私たちも一つの大きな判断を求められてくると思うので、これは報告だと私は受けたとして、基本的な方針のところ、外部プールを利用していく中で、プラスになるところ、今の既存の施設を使っていけないというところの考え方というのは見えてきたんですけれども、では、移動時間に関わるほかの授業、児童生徒の生活時間への影響、圧迫っていうのはどういうふうに対応していこうとお考えなのかという部分であるとか、教員の負担っていう部分では、水泳授業については負担軽減になるかもしれませんが、安全な移動というところについては増大をする部分もあるというふうに考えます。

また、水深っていいですか、小学校から中学校の卒業までの、中学校2年としても、この体力、体型の差の水深調整っていうのが既存の今5施設でどの程度対応していこうとお考えなのかとか、いろいろな具体的な議論を今後見せていただきたいというふうに思っていますので、これは強くお願いをしておきたいというふうに思います。

7年度以降のモデル実施校についても、ある程度方針をお持ちなのであれば、令和になってから建設されたプールも2つ小学校にあるわけですので、じゃあ、モデル校をどのエリアで、どの施設を使って計画されようとしているのかっていうのも、もう現6年度から議論を進めていращやることであれば、お答えいただければと思いますけど、いかがでしょうか。

○今城委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 モデル実施につきましては、現在検討を進めているところでございまして、現時点ではどの学校で実施するかなどは、まだ検討中の段階でございます。こちらのほうのモデル実施に当たっても、先ほど矢田貝委員御指摘いただきました移動時間における部分ですとか教職員の負担、こういったところ、あと、水深の調整。水深につき

ましては、民間プールでは台を置いたりなどしておりますので、そういったところの調整の状況も、これから民間施設と調整していく中で検討していきたいところでございます。また、そこは状況を改めて報告させていただきたいと思っております。

○今城委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。十分な委員会に対しての説明を求めています。

また、授業以外に学校のプールといいますと、長期休業中の夏休みのプール開放というのもあると思うんですね。モデル実施から民間の施設を利用され始める児童生徒と、学校施設のプールで授業する児童生徒の泳ぐチャンスといいますか、プールを利用するチャンスが平等にいけるような、例えば5施設共通の利用できるようなシステムといいますか、支援の考え方と、夏休みのプールの開放の利用、そういったところも含めて今後お示しいただきたいということは求めています。以上です。

○今城委員長 ほかにございますか。

西野委員。

○西野委員 プール、今後、新設しないという決断をされたみたいですけど、5番の自治体の事例、これの詳細資料をもっと多く入れるべきだと思います。やはり市民としてみれば、何で米子市だけがというふうな感覚になってしまう。この自治体の事例がたくさんあるのであれば、やはり市民や子どもたちが納得できるほかの自治体の事例ですね、これの詳細資料を多く入れるべきだと思います。

そして、今後プール造らないというのであれば、代替案、やっぱりこれ同時に提示すべきだと思いますし、中心市街地は公営、民営プールあります。しかしながら、弓浜、尾高、春日、淀江など、この辺は、先ほどからも言われてますが、移動時間の問題などもあり、やはりこの3か所ぐらい代替案として室内プールを1つずつ置くとか、そういった代替案を同時に提示すべきだと思いますが、御所見よろしくお願いします。

○今城委員長 長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 事例の説明資料ということでございますけども、こちらは取りまとめた形で5番の項目に出しておりますけれども、いろんな様々な事例はございますけれども、全国的な事例が多くございますけども、主にここに集約されるということでこういう示し方をさせていただきましたが、また詳細なものについてはお示しさせていただければと思います。

それから、代替の施設ということですが、温水プールということでございますけども、これは3月議会でも委員会の場で御質問いただいたと思いますが、これは多額の経費がかかっていくので、現実的な選択肢ではないという具合に考えておまして、やはり既存の公営施設、既存のものを使うのが現実的な選択というふうに考えております。

それから、ちょっと戻りますけれども、矢田貝委員さん、最後の御質問あったと思いますが、プール開放ですけれども、実は近年におきましては、環境的な面等でプール開放は現在行っておりません。なかなか夏休み中に開放するということは、この暑さの中では非常に困難ということで、ここ近年はやってないということでございます。以上です。

○今城委員長 ほかにありませんか。

戸田委員。

○戸田委員 この議論を聞いておって、議論をし尽くしてない、この案件は拙速過ぎる、

私はそう思っております。今の錦織委員さんの質問にもあったように、アンケートをやられたら、参考資料として別途つけられるべきじゃないですか。私は失礼だと思いますよ、この委員会に対して。そういうふうな民意を反映した内容であれば、民意をもっと酌み取った経過をきちっと私は説明すべきだ、そういうふうに思いますよ。子どもさんにアンケートを取られた。じゃあ、保護者の方にアンケートを取られたんですか。やはり民意が十分に反映した施策展開ではないと私は思ってますよ。そういうところがやっぱり欠落しておる。やっぱり事業を進めるに当たっては、十分に熟慮されてある程度方針を出されるべきだと私は思いますよ。これを聞いておって、教育行政の一環が縮減化されるのではないかなと危惧される部分も私は感じられます。その辺のところを教育長はどのように感じておられるか。

○今城委員長 浦林教育長。

○浦林教育長 皆さんから、資料、もう少し丁寧なものを出して順を追って説明するべきではなかったかということは、先ほどの事務局長のほうで答弁しましたとおり、今後、皆様方に我々が議論した経緯は示させていただかなきゃいけないというふうに思います。

それから、おっしゃるように、市民の意識をしっかりと踏まえて教育行政を進めていくというのを、改めて認識を強くして今後の教育行政に努めていきたいというふうに思います。

○今城委員長 戸田委員。

○戸田委員 やっぱりこの議論をするに当たっては、ある程度検証された結果で、メリット、デメリットいろいろあると思うんです。それも全く羅列されておられない、そういうふうな方針というのはいかかなものかなと私は思うんですけども、先ほど西野委員さんもおっしゃったように、遠くのところから通うところ、市街から通うところ、いろいろそういうふうなバスのいわゆる送迎の部分についても時間差が相当ある、そういうふうなリスクもあるんですから、そういうふうな部分も十分に多角的に検討されてこの計画の中には反映していかなければならないと思いますので、十分に多角的に検討して改めて私は御提示をいただければというふうに思います。以上です。

○今城委員長 ほかに。

塚田委員。

○塚田委員 本当になる皆さんから話もありましたし、今回は、今後の水泳学習及びプール施設の在り方についてということで報告をいただいておりますので、教育委員会の皆さんの教育長の話もお聞きいたしました。泳力向上は基本としてあるし、授業としてはなくさない、安定した水泳学習の実施が行えるっていう話と、あと、教職員の負担軽減、ここが一番大きいんじゃないかなというところだとも感じました。大きなかじ切りをしたなというイメージというか、印象が強いです。

先ほどから話がありますように、やっぱりこの資料ではちょっとまだ全然丁寧じゃないなというところがあるので、それプラス、先ほど戸田委員からも話があったように、ちょっと検討がまだ十分なされてないんじゃないかなと。あと、市民の声、子どもたちの声がまだまだ必要なんじゃないかなというところは私も感じたところでございます。

それと、参考のところ、改修工事等々をした場合の78億円、30校のところと、あと、プールの維持管理費10億円って書いてます。公営、民営プール施設を利用した場合

が50年間で45億円って書いてあるんですけど、それ差し引いても43億円まだ残ってるなというところで、この差で民営や公営のほうに行ったほうがいいんじゃないかっていう考えになったんだらうなということは分かるんですけど、だったら、先ほど西野委員からもあったように、代替案、この43億で、例えば議場でも話が出てるように、学校の体育館のエアコン設置ができるんじゃないかとか、そういった方向にかじも切れるんじゃないかなというふうに私は、安易かもしれないけど、考えたらなというふうなのもありますし、移動の話もありましたね、バスで移動、学校からプールの移動。移動の間、じゃあ、何ができるかっていうところも、本当移動の間の30分間で授業が1個できるんじゃないかなとかっていう案も、やっぱりそういったことも考えながら取り入れて、そういったことも1つ提案できますよというのも加えた中で、全体的な、もうちょっと欲しいなというところがありました。

英会話とかでしたらできそうなので、英会話授業を1個入れるとか、そういった感じも何かできるんじゃないかなというのがありますんで、そういったのも取り入れていけばいいんじゃないかなというところも、もうちょっと深掘り、深掘りしていったところを欲しいなと思いますし、我々とも、もうちょっとセッションしたいなというところがありますので、ぜひともお願いしたいと思います。

○今城委員長 長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 3点いただいたと思ってます。

ちょっと順番は変わりますが、まず移動のことについて、ほかの委員さんからもございましたんで。バス移動のことにつきましては、現在いろんなシミュレーションをしておりますけれども、今考えておりますのは、プール授業の、まずは行きは目当てですとか、そういったことの目当ての確認をすると。帰りはおさらいをするということで、実際の実技のところと、その前後、説明ですとか確認ですとか、そういったことに充てていくということで、有効に活用するということでのシミュレーションをしているところです。その座学の部分ですが、そこを充実させていくということで考えているところで、その辺りも含めまして詳細な議論、詳細な計画内容のところを申し上げましたので、その詳細な経緯については、戸田委員さんおっしゃいましたように、またお示しをさせていただきたいと思います。

それから、最後に経費のことがございました。今回の方針決定は、あくまでも水泳授業の在り方ということが目的でございまして、経費の縮減は目的じゃないんですけれども、ただ、教育施設の環境整備、これは様々な問題がございまして、トイレのことですとかエアコンのこと、それからバリアフリーですとか、いろいろ課題がございます。その中で、環境整備もやはりなかなか一度にできない中で、総合的に話しながら順次進めさせていただくということで今まで方針を示させていただいてるんですけども、結果的にプールを設置しない場合におきましては、そういった検討におきまして、やはりそれは考慮といいますか、影響が当然出てくるという具合に思いますので、ほかの環境整備のほうに注力していくということにつながっていくんじゃないかなという具合に思っているところがございます。

○今城委員長 いいですか。

ほかにはございますか。

土光委員。

○土光委員 この方針決定で、中身の部分も、これまでほかの委員さんからも出てますが、その決め方に関してやはり問題があるなと私も思っていて、その視点から聞いていきます。

方針決定をこういうふうにした、まずその前にちょっと言っておきますが、こういった教育行政、教育の中身に関しては、長谷川さんが言われましたけど、教育委員会がある程度独立性を持って決めていく、市長部局とは一定の独立性を持って決めていくもの、そういう考え方は私はそうだと同意します、それに関しては。ただ、それがあつたとしても、決め方がやはり問題で、これは、これまで様々な委員さんから、資料が出されてない、説明がないとか、いろんな問題点がありました。

まず聞きたいのは、一応委員会でこれが、在り方を基本方針を決めましたという報告で出されて、様々なまだ資料が不足、議論が足りないという意見が出て、この今の時点で、やはりもうこれ決定ということでやるんですか、それとも様々な意見が出た、それを再度きちんと対応して、ある意味で決定はちょっと持ち越すというふうな扱いにするのですか、そこをまずお聞きしたいです。

○今城委員長 長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 改めての答弁になろうかと思いますが、これは教育委員会で決定した方針を御説明させていただいてるところでございすけれども、お示しの仕方、いろいろな懸念ですとかちょっと分かりにくい点があるということで御指摘をいただいておりますので、詳細につきましては、また何らかの形でお示しさせていただきまして、御理解をいただきたいという具合に考えております。

○今城委員長 土光委員。

○土光委員 だから説明不足とかいろいろあるけど、もうここで決める、いろんな疑問とかやり方に対して足りないところは、後日もう決定はそこは動かない、あとは説明をして理解してもらうように説明する、そういうふうな考え方なんですか。

○今城委員長 長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 先ほど申し上げたとおり、そのとおりです。

○今城委員長 土光委員。

○土光委員 私は、それ駄目だと思うんです。やっぱり示して、様々な問題、各委員から出て、これ、もっともな疑問とか指摘だと思います。それをやはりきちんと説明を尽くしてやっていくというふうにしないと、理解が得られないというふうに思います。

例えば、戸田委員が指摘して、教育長が、いろんな資料の提示とか説明不足、その辺の指摘はある程度認めて、今後は気をつけると言いましたよね。今後なんですね。今回はこれでいくという、そういった意思表示だと取ったんですが、そういうことなんですか。今後の問題じゃない、この問題に関して問題だと言ってるんですよ。この問題をどうするかということを含めて、今後だけじゃなくて、これを含めてどうするかということをやっぱり受け止めていただきたいと思うんですが。

○今城委員長 浦林教育長。

○浦林教育長 これも先ほどの事務局長の答弁と重なりますけれども、この方針はこれでお認めいただきたいと思っております。資料が非常に膨大なものは我々も積み上げてはきておりますけれども、皆様方にその逐一を御説明申し上げても、かなり複雑であつたりと

か、やってみないと分からないところも実際あって、今回この部分の資料で御説明を申し上げるほうがいいのではないかというふうに考えましたけれども、今日いろいろ御意見を頂戴しますと、我々が内部で検討した資料等をもっともお示しすべきだったというふうに今思っておりますので、これは皆様方の御質問にしっかりと答えていきたいと、今後の委員会でしっかり答えさせていただきたいと思っておりますし、また、いろいろな御意見は頂戴しながら、よりよい水泳学習につないでいきたいというふうに思っております。

ですから、この方針はこれで進めていただいて、今御指摘のあった御質問等については、今後、資料をしっかりと出させていただいて御理解をいただくと、そういうふうに思っております。

○今城委員長 土光委員。

○土光委員 ちょっと決める決定に関して具体的にお聞きしますけど、この議論というのは、まず、どこがやったかというのは事務局で、いつ頃からこういう議論を始めたか、事務局というのはどういうメンバーの中で、いつ頃からこういう議論を始めたのですか。

○今城委員長 浦林教育長。

○浦林教育長 具体的な議論という時期は、はっきり覚えておりませんが、このプール施設をどうするかということは、もう私の中では3年ぐらい前から考えておまして、それをいつどういうふうにやっていくかということは、まず情報を集めると、先ほど申し上げましたけど、そういったことから始めておりましたので、スタート時点がいつだったかというのは、ちょっとはっきりと覚えておりません。この問題、これと並行して次に出てくる義務教育学校のプールどうするかという問題も出てきて、やはり併せて整理しないとなかなか話が進んでいかないということもあったもので、水面下で検討していたものが地上に出てきて、今、皆さんのところに示させていただいたということになります。

内部では、もちろん事務局のほうでは、義務教育学校を造るときよりも前からいろいろな資料を集めたり、あるいは義務教育学校でどういうふうにしておられるかみたいな資料を集めて、事務局の中で本当に何度も何度も何度も話し合ってきました。それからそれ以外にもやはりこの資料を出すに当たっては、我々がこういうふうにできると言っても、例えば民間ですとか公営のプールができないというようなことも、断られる場合とかもあると思いましたので、ここら辺りも丁寧に聞き取っていった情報を集めていきました。

具体的な議論に入っていくときには、校長会、先ほど申し上げましたけど、小学校長会、中学校長会にまず話をして、それぞれの方針の中で関係者の方、校長先生方と議論いただいて、どういった課題があるだろうか、どういうことに留意が必要だろうか、そういったところに広めていきました。それから、あと、教育委員会の中で、先ほど事務局長申し上げました、何度も何度もこの議論を重ねてまいりました。主に言えば、その辺りになります。

○今城委員長 土光委員。

○土光委員 どこで検討したか、事務局でというのは、要は教育委員会全体でという、そういうふうに受け取ればいいんですか。ちょっと事務局と言われても、何か具体的にどういう範囲なんだろうと思ってしまうんですが。

○今城委員長 長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 具体的に言いますと、こども政策課、こども施設課、学校

教育課、この3課が関わるものですので、この3課での協議、検討ということで行ってまいりました。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** これは教育委員会でも議論されたということで、最初、教育長が答弁されたときに、この4月でも教育委員会の意見を聞いてというふうに言われたのですが、あと、長谷川さんだと思う、教育委員会は、この4月だけではなくて、これまで何度もずっと何回か協議されてきたということですか、協議、事件に上がって。

○**今城委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長** 教育委員会における議論ということなんですけれども、あらかた事務局で方針を検討する途中で、1月、2月、3月だったと記憶しておりますけれども、1月、2月、3月と教育委員さんと議論、協議を何時間も行いまして固めていったものでございます。最終的には4月にこの方針を固めたということでございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 当然教育委員会の議論は、これ議事録公開されていますよね。

○**今城委員長** 永栄こども政策課長。

○**永栄こども政策課長** 教育委員会でのこの議論ですけど、教育委員会の委員協議会での議論でありますので、議事録としては公開はされておられません。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 聞き取れなかったのですが、教育委員会の何として開催されてる。

○**今城委員長** 永栄こども政策課長。

○**永栄こども政策課長** 委員協議会でございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 通常開かれてる教育委員会ではなくて、委員協議会、別個のやつがあるんですか。それはどういう性質のもので、これは公開はされていないんですか、この委員会というか、会議は。

○**今城委員長** 永栄こども政策課長。

○**永栄こども政策課長** 通常の教育委員会で議事録に上がるようなものは、議題として教育委員会でお諮りする議題の内容が、教育委員会ということで議事録の公開をされております。そのほかに、教育委員会の委員さんと協議する場として委員協議会というものをやっております、そちらのほうは議事録の公開はしてございません。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 教育委員会と委員協議会というのを初めて聞いたのですが、これってメンバーはどういう人たちでやるのか。それから今、議事録は公開されてないと言われましたが、議事録は作られているんですか。

○**今城委員長** 永栄こども政策課長。

○**永栄こども政策課長** メンバーは、教育委員さんと事務局の職員になります。

議事録としましては、資料としては作成しております。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** メンバーで、教育委員、これ教育委員は全員なんですか。

それから、先ほど聞いた、この委員協議会というのは公開されている会議なんですか。

○**今城委員長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** 通常、教育委員会の前後で開催します。メンバーは、教育委員さん全員でございます。あと、こちらは非公開で開催しております。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** この委員協議会が非公開で開催されてると、そこも何でかなと思いますが、ちょっとずれるので、だから私が言いたいのは、基本的には教育行政に関わる場所は教育委員会がある意味で独立性を持ってちゃんとやっていく。独立性を持ってというのは、責任も持つということだと思います。決める過程はやはり公じゃないとオープンじゃないといけないと思うので、当然こういった議論、このプールのこと、割と大きな方針だと思うので、これどういう議論を経てやられたか、だから議事録の公開は必須だと思ってます。

もっと言えば、事務局でいろいろ議論した、その議事録もあるんですかと聞きたいんですが、多分そういうのはないですよ。だから端から見て、どういう議論がされてというのが全然見えないので、いきなり結果だけ示されても、なかなか納得ができないという面があって、問題ではないか。私の意見としては、今日いろんな委員から指摘されたことをもう一回きちんと説明して、それで、最終的にこれでいこうというふうになるのが私は一番好ましいんじゃないかと思うんですが、再度お聞きします。

○**今城委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長** 土光委員の冒頭の質問のところで申し上げましたとおりでございますけれども、今回は教育委員会の方針決定を報告させていただいたということで、説明が不十分な点につきましては、またお示しさせていただきまして、御意見等いただきまして、よりよい水泳授業につなげていきたいという具合に考えています。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、私が言ってるのは、様々な決定過程とか見えないし、説明資料も不足だし、もう一回きちんと説明して、全体というか、合意を取って進めたほうが今後にとってもより好ましいんじゃないかというふうに思いますが、それに関して、つまり足りないところは今後説明するから、でも今決めたみたいなやり方はしないほうがいいんじゃないかというふうに言ってるんですが、それに関して再度聞いてるんです。

○**今城委員長** 浦林教育長。

○**浦林教育長** 皆様の御意見をしっかりお伺いするということは重要なことだと思っておりますが、私も教育行政を預かる者として、こういう結論を出したということを報告させていただいてるわけですから、これは私の責任において報告させていただいたということで、皆様にも御理解をいただけたらというふうに思います。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 教育長がそういうふうに言われるんだったら、ちょっと物事は動かないから、そこでやめます。

1つ、これに関してまだ聞きたいのですが、この議論そのものは3年ぐらい前から一応いろんな問題意識があってやっていた。つまり問題意識というのは、学校のプールの新設どうしようか、結果としては新設しないというふうに至った。途中、いつの時点でどうなったか分かりませんが、例えばですが、別紙の資料で学校プールの建設時期、私は事情が分からないまま数字だけ見て聞くんですが、一番新しいのは23番の福米西小、これ昨年

の3月に建設されている。これって、今回の方針はもちろんこの時点では決まってないけど、プールを新築するのはどうかなみたいな議論が多分水面下でやってた。でもここでは、これ改修になるのか、新設になるのかもちょっと分かりませんが、去年は1個造ってる。そういう議論の最中に造ってる。これどう説明しますか。

○今城委員長 浦林教育長。

○浦林教育長 おっしゃるとおりでありまして、この間に学校の水泳指導に大きな変革といますか、変化がございました。といいますのは、猛暑になって水泳ができない、夏休み等水泳ができないような状況が徐々に増えてきました。それから放課後の水泳も同等の理由でできづらくなってきている、ちょうどその変革期がこの新しいプールを造った時期でありました。

そして、またそれに大きなこととして、小学校体育連盟という組織があるわけですが、この体育連盟が解散をし、米子市の小学校水泳大会も県の水泳大会もなくなるという大きな節目がここに合わさってきて、水面下で検討している中でそういったことも我々の決断をするのの大きな後押しにあったというふうなことで、確かに去年、ちょっと前に造ってるのに何でここから変わるのかというのは、そういった、何ていうか、潮目が変わったといますか、そういうような学校のプールの使用状況も大きく変わったというようなことが、最終的に判断することになったということでもあります。

○今城委員長 土光委員。

○土光委員 1つ言いたいのは、これ最初、今回の委員会の資料もらって、このプールの在り方、それからこの後、議論される義務教育学校、教育長は答弁として、この義務教育学校の方針は資料にありますけど、これは直接関連するものではない。これは、もともとずっと問題意識があって、たまたまなのかな、今できたから報告してる。でも端から見ると、義務教育で、それこそプールをどうするか、造るか造らないか、いろいろその議論が今されてる。普通は、この2つを見ると関連している。うがった言い方をすると、この在り方を決めて、だから義務教育学校はこうするみたいに、実際そう資料に書かれていますよね。でも、それは義務教育学校で議論してる人に、在り方がこう決まったから、だからこれでいくという説明の仕方をして、私は到底納得できないというふうに思います。

だから、少なくともこの方針が今決めて、不足の点は随時補足説明していくという、それは教育長が自分の責任においてやると言うんだったら、それはもうそれでやっていくということになると思いますけど、義務教育学校、この後に出ますけど、プールのどういう在り方がいいかというのを決めるときに、単に別途、米子市のプールの在り方、新築、改修はしないことになったから、だからここはしないみたいな、そういう荒っぽい説明はやりたくないでほしいというのが私の要望なのですが。

○今城委員長 答弁が要りますか。

○土光委員 はい。

○今城委員長 長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 水泳学習の在り方の検討につきまして、先ほど教育長申し上げましたように、研究、検討を進めていく中で、この義務教育学校の設置というのは、やはり大きなタイミングの一つかと思っております。やはりこの義務教育学校の施設の在り方に間に合うように水泳学習の方針を決めるのも、私たちの責任だと思っております。

やはりこれはあわせて全く、義務教育学校があったからどうこうというような言い方されましたけど、義務教育学校があるので、責任を持って判断したという具合のことで方針を決めたということはあろうかと思います。

それから義務教育学校の議論につきましては、地元の準備会、開校準備委員会ですかね、開校準備委員会でプールの在り方についても何回か議論をしています。その中で、美保地区のプールのことだけについては決定するのは、やはり美保地区に限定での決定というのは難しいと、やはり市全体の考え方を示すべきだという、そういった御意見を準備委員会の中でいただいております。そういったことを踏まえながら、今回は方針を教育委員会で決定したというところでございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 義務教育学校に関しては、この後また議論されると思いますので、その考え方は分かりました。いいです。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私、教育長の答弁、ちょっと釈然せん部分があつて、教育長の管理者だからこれ進めていきたいという気持ちはよく分かるんですよ。

しかしながら、議会側とすれば、民意を反映して当局と議会と合意形成をある程度なしで、それでいいものをつくってスタートしていくというのが本来の在り方だと私は思うんですよ。だから今回の委員会でいろんな意見を出させていただいたのは、そういう面で私は意見が出てきたんだと思うんです。そういうふうな意見もいま一度踏みとどまって受け止めていただいて、仕切り直しといいますか、改めてそういうふうなお互いの協調した意見が出てくれば私はいいと思います。その辺はいかがですか。何か議会軽視しとるような感じで、私はそう受け止めてならんのですが。

○**今城委員長** 浦林教育長。

○**浦林教育長** 私も自分の責任においてやりたいという強い思い持っておりますけれども、今皆様方の御意見を改めて受け止めますと、やはりもう一度説明をして最終決定をしないといけないかなということで、ちょっと前言撤回のようになってしまいますけれども、これでやりたいという思いは強いわけですが、まだまだ納得がいかないとここまでおっしゃられるということになればもう一度説明をさせていただきたいというふうに思います。

○**戸田委員** 了解。

○**今城委員長** では……。

(「ちょっと」と声あり)

錦織委員が今手が挙がりました。

(「ちょっと今の答弁で確認したいんですが、いいか」と土光委員)

よろしいですか。

じゃ、土光委員。

○**土光委員** つまりここで方針決定は一応、置いといて、もう一度説明を尽くして、それでやっていきたいという、そういうことなんですね。

○**今城委員長** 浦林教育長。

○**浦林教育長** おっしゃるとおりです。

○**今城委員長** 錦織委員はよろしいですか。

○**錦織委員** いいです。

○**今城委員長** ほかにはございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後 0 時 0 6 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○**今城委員長** 休憩前に引き続き会議を行います。

義務教育学校整備事業の進捗状況及び今後のスケジュールについて、当局の説明を求めます。

永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** 報告に入ります前に、1 点、午前中の報告内容で答弁内容について訂正させていただきたいと思います。

午前中の学校の水泳学習、プール施設の在り方の報告の中で、私のほうが土光委員の質問に対しまして教育委員会の委員協議会の議事録が資料として作成してあると御答弁申し上げたんですが、こちら間違いでして、議事録を資料として作成してはおりません。訂正の上、おわび申し上げます。

委員協議会でのプールの議論につきましては、改めてプールの資料、これまでの経緯等をお示しさせていただく中で、その内容、概要を資料としてまた今度報告させてもらう際にお示ししてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**今城委員長** 皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

土光委員。

○**土光委員** だから教育委員会のこの委員協議会も含めてこういった議論がなされたかというのは、改めてそれなりにまとめて委員会に示していただけるということですね。

○**今城委員長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** 改めてお示しさせていただきたいと思います。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっとこの場、こういう機会なので、この委員協議会というのはどういう性質の会議で、なぜ議事録は作らないことになってるか説明してもらえますか。

○**今城委員長** 土光委員、次の案件に入りたいと思いますので、その件については担当課にお聞きいただけますでしょうか。

○**土光委員** いや、何でこの場、委員会で聞いたらいけないんですか。

○**今城委員長** いや、いけないというわけではなくて、結局ないと、今そういう議事録としてのものは作っていないというわけですから、なぜなのかということは聞いても、ないという以外にあれですからね。

土光委員。

○**土光委員** だからプールのことに関して実質的に教育委員会で議論されたのは、この委員協議会だということになって、委員協議会というのは私は初めて耳にして、そういうことが開かれてるというのは全然知らなくて、だからこれはどういう性質の協議会なのかと

いうことを説明してください。それで当然その性質が分かれば議事録を作らないことになってるもののその理由になるのかなと思って、だから説明していただきたいのは、この委員協議会がどういう位置づけの会議かというのが知りたいです。

○今城委員長 いかがですか。いいですか。

永栄こども政策課長。

○永栄こども政策課長 委員協議会といいますのは、様々な教育委員さんとの議論を非公式の、非公開の場で議論していただく、そういった場でございます。このため議事録というのは作成しておりません。

○今城委員長 では、次に入りたいと思います。義務教育学校整備事業の進捗状況及び今後のスケジュールについて、当局の説明をお願いいたします。

永栄こども政策課長。

○永栄こども政策課長 義務教育学校整備事業の進捗状況及び今後のスケジュールについて御報告申し上げます。

まず、義務教育学校整備事業の進捗状況でございます。

候補地の用地取得及びハード整備の状況についてでございますが、土地の売買について、権利者の同意取得が全て完了し、順次仮契約の締結を進めているところでございます。物件の移転補償につきましては交渉継続中でございます。

土地収用法の事業認定、こちらのほうを現在鳥取県に申請中でございまして、縦覧期間が終了し、今後、事業認定が告示される見込みでございます。告示によりまして、収用することが可能となりますが、権利者の同意はおおむね得られていることから任意売買による買収を継続することとしております。

3点目、当初の想定よりも農地法に基づく農地転用の許可に時間を要することが判明しまして、令和6年6月買収完了といったスケジュールに遅れが生じる見込みでございます。遅れによります今後のスケジュールへの影響は精査中でございます。

用地の造成設計を継続して実施しておるところでございます。特に排水計画につきましては地元住民と対話をしながら設計を進めていくこととしております。

次に、建築基本設計業務につきましては、建築基本設計業務を開始して進めておるところでございます。今後地質調査等を行っていくこととしております。

次に、米子市内の学校プール施設につきまして、午前中の議論で御指摘いただいたところでございます。米子市全体の方針を改めて資料などしっかりもので御説明させていただいた上で、また方針を示させていただきたいと思っております。

次に、ソフト面についてですが、5月21日に令和6年度第1回の開校準備委員会を開催する予定としております。令和6年度中に5回程度の開催を予定しておりまして、今年度は専門部会を3つ立ち上げまして、より詳細な事柄について検討を進めていくこととしております。

最後に、今後の主なスケジュールでございます。令和6年度におきまして、用地買収、造成設計、建築の基本設計、ZEB設計、これらの事業を行います。令和7年度に造成工事、建築の実施設計。令和8年度以降に建築工事、ZEBの補助申請等を行っていくスケジュールで進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○**今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

安達委員。

○**安達委員** 午前中随分プールに関わって議論したところですが、そこでも発言したんですが、このスケジュールについてという予定もあったんでプールについて非常に注目しとったんですが、言われるように後で再度提出ということになるんでしょうか。方針の提案ということになるんでしょうか。そのように理解します。

ちょっとお聞きしたいのは、順序はいろいろありますが、今後のスケジュールのところで用地買収というのが6年度に予定されておりますが、これは学校、保育園も予定してありますよね、全体の用地買収というふうに理解していいですか。

○**今城委員長** 永栄こども政策課長。

○**永栄こども政策課長** 全体の用地買収のことです。

○**今城委員長** 安達委員。

○**安達委員** 細かいですけど、さっき自分が保育園も含まれていますかと言ったら、含まれています的な言い方をしてもらわんと、学校っていうだけに、聞いてると学校だけに捉えてしまう。ですから両方も含まれてますよ的な言い方で答えてもらいたい。

○**今城委員長** 永栄こども政策課長。

○**永栄こども政策課長** 失礼いたしました。答弁が不十分で申し訳ございませんでした。学校も保育所、こども園も含めまして候補地全体の用地買収でございます。

○**今城委員長** 安達委員。

○**安達委員** それと、さっき前後しますがって言いましたけど、1の丸2番目のところですが、縦覧期間というのはいつからいつまでの予定、計画ですか。

○**今城委員長** 金田こども政策課義務教育学校準備担当課長補佐。

○**金田こども政策課義務教育学校準備担当課長補佐** 縦覧期間でございますが、4月12日から4月26日までを設けていたところでございます。

○**安達委員** ちょっと聞こえなかった。もう一回。

○**金田こども政策課義務教育学校準備担当課長補佐** 縦覧期間についてでございますが、4月12日から4月26日までを縦覧期間として設けたところでございます。

○**今城委員長** ちょっと待ってね。いい。大丈夫ね。

安達委員。

○**安達委員** ありがとうございます。終わったってことですよね。終了した、このことですよね。

4番目になりますか、丸の4番目、地元住民と対話しながら設計を進めていく。これはどの程度の中身をどの期間捉えて対話ということをやっているのか教えてください。

地元住民というのは、3町の意味ですか。崎津だけなのか、その辺もはっきり教えてください。

○**今城委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長** この排水計画でございますけれども、用地の造成に伴いまして雨水等処理が必要になったということで、その排水を流す先、周辺でございます、周辺と上、流す先、この辺りの関係者等の同意をいただくと、そのための計画をつくると、

そういったようなことになります。そのための対話でございます。

○**今城委員長** 安達委員。

○**安達委員** 細かいことを聞くと申し訳ないですが、ですから米川より日本海側か内海かって聞いたときに、外海のほうには地元住民としては対象者として考えてないってことですね、排水ということの限定の話としては、ですね。

○**今城委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長** 委員おっしゃるとおりです。

○**今城委員長** よろしいですか。

○**安達委員** はい。

○**今城委員長** ほかにございますか。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** プールのこと、先ほどの午前中の議論と併せてトータルした議論をした上で、また御説明いただけるというふうに聞きました。安心したところですが、学校の築年数っていう表が午前中の資料の中ありました。市内の公共、民間のプール、今後授業として利活用を想定されているその施設の築年数であるとか、そこが今後改修に至るということを想定して、それでは、市内どこに新たな学校の授業や市民の利用に必要なプール資源の総量等の確保の検討されていかれるのかというような、資料としてそこも含めてぜひ次の御説明には頂きたいというふうに思いますので、要望させていただきます。

○**今城委員長** よろしいですね。

ほかにございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後 1 時 1 2 分 休憩

午後 1 時 1 4 分 再開

○**今城委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

こども総本部から 2 件の報告を受けます。

初めに、東保育園の建て替えに係る今後の予定及び新認定こども園の名称（案）について、当局の説明を求めます。

矢野こども総本部次長。

○**矢野こども総本部次長兼こども施設課長** 失礼いたします。こども施設課の矢野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

そういたしますと、東保育園の建て替えに係ります今後の予定、それから新認定こども園の名称（案）につきまして御説明申し上げます。

まず、1 番目の概要のところに記載しておりますが、今後の予定といたしまして、新園舎竣工後から新認定こども園開園までの予定、それから新認定こども園の名称（案）について、報告させていただくものでございます。

今後の予定ということで、2 番に記載しております。令和 6 年 1 0 月に新園舎竣工。その後、記載のとおり経過を経まして、令和 7 年 4 月に認定こども園として運用開始していきたいと考えているところでございます。

3 番目には新認定こども園の名称（案）を記載させていただいております。名称（案）

ということで、現在のところ事務方のほうでは米子市東こども園という案を持っているところでございます。

最終的には来月開かれる予定であります米子市議会の6月定例会、こちらのほうで新認定こども園の設置に係ります改正条例案、こちらのほうを上程する予定にしておりますので、その際に名称について御審議いただきたいと考えているところでございます。

(2)のところでは、検討の経緯を簡単に記載させていただいております。記載のとおり名称のアイデアを募集させていただきました結果、多くの方から東こども園の御提案をいただいたところでございます。このことを念頭に置きながら内部のほうで検討いたしまして、東こども園という名称が覚えやすく分かりやすいものであり、また皆様に慣れ親しんでいただいた現保育園名の東、こちらの文字を引き継いだものであるということに鑑みまして、名称(案)を米子市東こども園としたものでございます。

説明のほうは以上でございます。

○今城委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 子育てひろば支援センターのことについてですけれども、併設になりますこのセンターの名称についてはどのようにお考えなのかということと、そもそもこのふれあいの里にあったところがいろいろとあって、やっと落ち着いていくんだろかなと思うんですけど、やはりふれあいの里の中に子どもの健診も含めてみんなが親子が来られたときに居場所というのは必要だと思っているんですけども、その後の考えがありましたら併せてお聞かせください。

○今城委員長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 今、東保育園のほうに新たに子育て支援センターが設置されるということで、名称のほうに関しましては今のところ従前の子育てひろば支援センターというのを今考えているところなんですけど、その辺はまた改めてちょっと考えていきたいとは思っております。

それとあと今ふれあいの里のほうに、一時的ですけど、子育てひろばのほうを設置しておりますが、この辺に関しましても場所的なこととか物理的なことも考えまして改めてちょっと検討はしたいと思うんですけど、移転するということもありますので、子育て支援センターというわけではなくて、そういった遊び場的なものが何かあればいいのかなというのはまた子どもの居場所として考えていきたいとは思っております。

○今城委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 総本部長のおっしゃるのよく分かります。ふれあいの里の中に支援センターを残してくれと言ってるわけではありませんし、そうなったときには、じゃ、職員どうするのかとか、様々な広さの基準というのがあると思いますけれども、今ふれあいの里の中にとにかくいろんな部署が入ってきていて、もう満タンですよ。もう息苦しいです、行かせていただいて。本庁舎のほうは、ゆったりと見えます。そこに子ども、親子がいる。ちょっと息抜ける場所というのをどうぞ御検討いただきたいという思いがありますので、聞かせていただきました。

また、屋外の芝生の部分ですけれども、雨が降ったら使いにくいわけですし、あずまや

のところの部材も石ですよ。ですので本当に子どもの居場所として必要なものを設置していただくなりして、そこに屋根を広く造っていただく等をして、この猛暑をクリアしながらでも半全天候型でいいと思いますので、そういった水回り等も整備していただきまして御検討いただきたいということは求めておきたいと思います。以上です。

○今城委員長 ほかにはございますか。

土光委員。

○土光委員 ちょっと改めてお聞きするということになりますが、この東保育園建て替えをして、これまで保育園だったのを認定こども園としてスタートする。これ同じことを聞くことになりますが、これまでの保育園と新たに認定こども園としてやっていくというのは何が変わってくるのか、別な視点から質問すると、なぜ保育園のままではなくて、認定こども園としてこれをスタートさせるのかということのを説明ください。

○今城委員長 矢野こども総本部次長。

○矢野こども総本部次長兼こども施設課長 簡単に一言で申し上げますと、認定こども園ってというのは、今まで保育園で展開しておりました保育機能だけではなくて、幼稚園教育の機能も入ってくるということで、そういった一貫的なカリキュラムの提供することをはじめといたしまして、やはり子どもの健やかな、健全な成長、それからそこに必要な学習の場を提供するのに認定こども園がいいということで、これ国全体の施策の流れで、記憶してるのは平成27年4月1日スタートだったと思うんですが、新子ども・子育て支援制度ということでスタートした流れの一環で設置が可能になったと記憶してるところでございます。

○今城委員長 ということで、まだ。

長谷川こども総本部次長。

○長谷川こども総本部次長 若干補足させていただきます。分かりやすい例で説明させていただきます。保育園ですと、保育が必要なお子様だけなんですけれども、認定こども園になりますと幼児教育ということで、保育に欠ける状態がなくても預かることができる。例えば保育園で預かっていただけるものは仕事の状況で保育認定ならなかったようなお子さんであっても、1号認定でございますけれども、引き続きお預かりすることができるというようなこともございますので、そういったことも大きな効果でないかという具合に考えております。

○今城委員長 よろしいですね。

土光委員。

○土光委員 一番よく言われてるのは、今のことだと思うんですね。保育園は基本的に保育が必要という条件がついてて、認定こども園だったらその条件が緩やかになる。

例えばゼロ歳児なんかは、ここの新しくできるのがゼロ歳児があるというちょっと前提で聞くんですが、ゼロ歳児の預けるのも認定保育園なれば保育の要件必要ないんですか。

○今城委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 ゼロ歳児につきましては、基本的に保育所のほう、保育が必要な子どもというのがゼロ歳から5歳までが対象でして、幼稚園、いわゆる保育に欠けることを要件としない、認定こども園でいいですと保育所と幼稚園の合わさった児童ですので、幼稚園側のほうは3歳以上を対象としております。したがって、認定こども園になる

からゼロ歳が受け入れるという話じゃなくて、保育所では従前からゼロ歳児でも受入れは可能なところですので、認定こども園になるからゼロ歳が受け入れるというようなものではございません。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっと私もこの辺誤解をしてた面があるので、改めて確認を込めて聞いてるんですが、認定こども園になったとしてもゼロ歳児から3歳児かな、これはやっぱり保育の要件が要る、3歳児未満か以上、分かんないけど、それ以上は要らない、そういうふうに理解していいんですか。

（「違う」と声あり）

○**今城委員長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** 保育の認定としましては、いわゆる1号認定、2号認定、3号認定というふうに言うんですけど、1号認定といいますのが3歳以上の教育を受ける子、これは保育が必要という要件を必要としない方です。2号認定といいますのが3歳以上の保育を必要とする子で、3号認定といいますのがゼロ歳から3歳に至るまでの保育必要とする子ということになりまして、その幼稚園に入るのは1号認定、保育所に入りますのが2号、3号で、こども園におきましては、この1号、2号、3号が全ての子どもたちが受入れをできるというような施設になります。

○**土光委員** いいです。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** すみません。ちょっと確認ですけど、3号、今まで東保育園ってゼロ歳児なかったと思うんですけど、今回を機に新たに募集するんですしたっけ。今現在ゼロ歳児ないと思うんだけど。

○**今城委員長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** 東保育園については、今ゼロ歳児はいなくて、満……。

（「ゼロ歳から1歳、2歳かな」と声あり）

○**今城委員長** 枡本こども施設課子育て施設担当課長補佐。

○**枡本こども施設課子育て施設担当課長補佐** 現東保育園では満1歳以上の受入れをしております。以上です。

○**今城委員長** よろしいですか。

○**錦織委員** 分かりました。

○**今城委員長** ほかにはございますか。よろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** では、ないようですので、本件については終了いたします。

次に、まんが図書館活用事業の実施について、当局の説明を求めます。

永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** それでは、まんが図書館活用事業の実施について御報告申し上げます。

本事業につきましては、本年3月の定例会におきまして令和6年度当初予算として事業予算の議決はいただいておりますが、民生教育分科会におきまして次の3点の理由から改めて事業内容を検討し、再度委員会に報告した上で事業を実施すべきとの御

意見を頂戴してるところでございます。

御指摘としましては、1点目、きちんと制度設計がされておらず、確定しないという点。2点目、全市民に納得いただける事業であるかどうかという点。3点目、子どもの居場所づくりの観点から子どもの目線に立った事業であるかどうかという点。この3点でございます。

このたび事業を進めるに当たりまして改めて事業内容を検討しましたので、御報告を申し上げます。

まず制度設計についてですが、資料に記載のような制度で実施したいと考えております。

まず、1の事業概要、こちら事業の目的、背景といったところでございますが、休日や夏休み等の長期休業期間中におきまして、子どもたちが安心して過ごせる様々な場所を増やしていく子育て支援の取組の一つとして、新たな施設整備や人材発掘、こちらが必要な既存の屋内の民間施設を活用することで、求める声も多い親子が天候を気にせず過ごすことができる場所を設けようとするものでございます。

この事業は、民間施設を活用した子育て支援のパイロット事業として、試験的・先行的に行うものでございます。

このたびはその場として親子が天候を気にせずゆったりと過ごして安心して過ごせる場としての環境があり、子育て世代の親子が共通して楽しむことができる漫画を多く備えている米子マンガミュージアム、こちらを活用しようとするものでございます。

事業内容としましては、資料の2のところでございますが、まず対象者です。(2)のところになります。米子市在住の親子等で、子どもは中学生以下の子どもを対象としております。同伴の保護者は子ども1人に対し2人までとしております。子どもが米子市民であれば、同伴者は市外在住でも対象とすることとしております。例えば夏休みなど長期休業中に市外に住む祖父母が一緒に来るというような場合も対象として想定しています。

利用回数につきましては、一部の人によりとならないよう一定の回数制限を設けることとします。

次に、対象期間ですが、(1)のところでございます。雨の多い梅雨時期、6月、7月の土・日・祝、学校の夏休み、冬休み、春休み、この期間を対象期間としております。

事業内容としましては、対象期間における対象者の施設利用料、こちらの3時間分を無料とすることとしまして、事業者に対し、利用料金に係る補助を行うこととしております。あわせまして、漫画に加え、より幅広く親子が楽しく過ごせるように絵本や図鑑等の環境整備に係る費用も計上しております。

事業費は、予算額300万円のうち、環境整備に係る費用として上限50万円、利用者補助費用として250万円を予定しております。

事業開始につきましては、6月からの事業開始に向けて準備を進めていきたいと考えております。

また、今後の事業展開についてですが、本事業の利用状況や保護者、子どもたちの意見を踏まえまして、今後の民間施設や公民館等、市民、子どもにとって身近な既存施設の活用による効果的な親子の遊び場（居場所）に係る事業展開について検討していきたいと考えております。

保護者、子どもたちの意見につきましては、親子の遊び場（居場所）としての漫画の有

用性、そして天候を気にせず過ごせる親子の遊び場（居場所）の希望などを内容としたアンケートを実施しまして、今後の事業展開への参考としたいと考えております。

次に、御指摘いただきました２点目、全市民に納得いただける事業であるかという点につきましては、やはり市民にとりましては、より身近な場所での親子の遊び場、居場所があることが理想ではございます。本事業をパイロット事業として行いまして、事業状況や親子の意見を踏まえて今後の市民にとって身近な既存施設の利活用、こちらの事業展開を検討していきたいと考えております。

また、現在取り組んでおります放課後子ども教室ですとか、子ども食堂等の子どもの居場所づくり等につきましては、引き続き取組が広がるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、御指摘いただきました３点目、子どもの目線に立った事業であるかどうかという点につきましては、米子マンガミュージアムが子どもも親も楽しめる漫画を多くそろえておりまして、親子はくつろげる場所、学習スペース、家族で楽しめるボードゲームなどもあることから、子どもが安心して楽しめる環境があると考えております。

また、漫画は、子どもが本を読むきっかけとなり、親子の共通の話題にもなったりするものと考えております。

加えまして、重ねてとなりますが、やはり子どもにとってもより身近な場所での遊び場、居場所があることが理想的ではあると考えております。

本事業を行う中で、このようなアンケートを実施するなどして子どもが必要とする子ども目線での遊び場、居場所づくりの充実につなげていきたいと考えておるところでございます。

報告は以上でございます。

○今城委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 説明を聞きながら、遊び場なのか、居場所なのか、また対象が中学生以下なわけですが、親子で動くことを想定する中学生以下の絵がなかなか出てこないんですね。本当に小さいお子さんを対象としているようにも聞こえますし、事業の概要の１行目にありますように、休日や夏休み等の長期休業期間中における居場所の検討のようにも聞こえます。

また、この対象期間も土日、祝日、夏休み、冬休み、春休みの今年度ということですので、パイロット事業でいろいろと検証されていくということで、これ以上は求めませんけれども、やっぱりこの事業について目的がはっきり来ないというのがもう前回以降の私の印象であります。

ですので、これは意見として言わせていただきたいんですけれども、概要のところの後半ですね、後半というか、親子が天候を気にせずに過ごすことができる場所について市の中でどういうふうに確保していくのかというところに注力を入れた今後の検討というのを強く求めておきたいというふうに思います。

それと概要のところの後半で漫画というところなんですけれども、鳥取県はまんが王国とっとりというのをうたっておりますけど、となると米子というのはちょっと漫画家さん

の出身者がびんとこないというところがあるので、その中でも米子市も鳥取県が訴えているまんが王国とっとりとなれば、漫画を親子、また教育の中にしっかりと取り入れていっているのが米子市としてのまんが王国とত্তりの中の存在をアピールしていくチャンスにもなるというふうに思っていて、その点では漫画の学習教材であるとか、それから県内外出身者の漫画を通しての心豊かな教材、推し活でよく言われるようなそういった教材等も、このマンガミュージアムだけではなくて公共の図書の中にしっかりとコーナーとして設けて充実していくというところを通して、もし漫画図書というところの取組を強化したいと思っていられるんだっただけならできるんじゃないかなというふうに思います。これは提案というか、意見として申し上げておきたいと思います。

期待はしておりますけど、これはあくまでもパイロット事業、子どもの居場所づくりとして全市的に世代を含めてどのように今後、米子市が屋内の居場所をつくるのかという事業だというふうに思っておりますので、確認です。何かありましたら御答弁いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○今城委員長 どなたですか。

瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 矢田貝委員が言われました先ほどの漫画を通してっていうところもありますし、あと一番重要なのは天候を気にせず親子が過ごせる場所を設けることというところもありまして、その辺を踏まえまして意見を踏まえまして、またいろいろとどういったことができるのかというのは、今回検証、パイロット事業でございますが、その辺も踏まえてまた検証し、事業を展開していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○今城委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 この間の市民の皆様との議会報告会の中で私たちの民生教育委員会の各グループに分けた中でも、県外からの来られた方だったなというふうに印象を持ってるんですけど、やっぱり米子市の天候上、気候上屋外での遊び場だけでは天候に左右されやすいというところで、屋内のというニーズがあったように思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。以上です。

○今城委員長 錦織委員。

○錦織委員 私も急々で、この米子マンガミュージアムって足を入れたことがなかったので、ちょっと行ってきました。どんな感じかなと思って。それで入り口もちょっと分かりにくかったんですけども、マネジャーさんが今後はちゃんともっと分かりやすくしたいと思えますっていうふうにおっしゃって、15万冊漫画があるということで、ずらっと並んでたんですけど、ちょっとこれ、はっきり言って何か中学生以上かなっていう印象は受けたんですね。

それでちょっと聞きたいんですけど、この子どもさんは中学生も親が、保護者が一緒にやないといけないんですけど、これ。

○今城委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 中学生の方も親御さんが一緒、同伴が条件になります。施設自体中学生以下の方は、親御さんが同伴ということが条件になっております。

○今城委員長 錦織委員。

○錦織委員 そうですか。じゃあ、私がちょっと聞き間違いしたのかな。何か中学生は子どもさんのみでもいいようなふうにちょっと聞いたんで、ちょっと聞き間違いだったのかな。そしたらね、そういうふうにしとられるんだ。だからどういうふうに、これだと小学生、中学生は保護者と一緒じゃないと駄目ですよというふうに思ったんで、私がちょっと聞き間違いだったかもしれません、それは。

それで米子市にはこういう雨が降っても入れる、楽しめる施設がないので、まず試験的にはここもかなというふうには思ったんですけど、ちょっと照明も暗いですし、普通の子どもさんの施設よりは当然暗いし、自由空間といったらぱっとなってますけど、何か閉鎖的な空間だになっていうふうな感じだし、それからベンチソファ、ベンチ型のソファって感じで、そこはこのくらい椅子が2つ向かい合って、間にテーブルもあって仕切られているっていう、隣は気にせずっていう、そういうところもあって、そうすると子どもさんがごろっと寝転んでも漫画見れるんですっていうふうなことおっしゃったんですけど、何かどうしても私ちょっと児童文化センターみたいな、何かそういうスペースもあるかなと思って想像してたら、それもないし、あんまり小さい子どもさんは、やっぱり低学年というのはちょっと使いにくいのかなと思ったり、あくまでもパイロット事業ということなので、それはよしとするんですけど、本来だったらやっぱり米子市でそういう子どもさんが天候気にせず遊べるっていう空間を積極的に展開していただきたいなっていうの、これは要望しておきたいと思います。以上です。

○今城委員長 塚田委員。

○塚田委員 ちょっと例えばですけど、施設利用3時間無料ってなってますけど、午前中3時間いて、また昼から3時間いても無料ってことですね。

○今城委員長 永栄こども政策課長。

○永栄こども政策課長 こちらのほう一定の回数制限というところで、1日は2回に限らせてもらおうと考えております。

○今城委員長 塚田委員。

○塚田委員 子どものことを考えてこれをするっていうふうになれば、子どもが中心だと、最初、午前中はお父さん、お母さん、午後はおじいちゃん、おばあちゃん、子どもは同じ子ども、それも駄目ってこと。

○今城委員長 永栄こども政策課長。

○永栄こども政策課長 子どもの居場所の一つ、親子での遊び場というところありますが、子どもは中心というところで、回数制限は親御さんのほうの回数制限を考えております。

○塚田委員 じゃ、オーケー。

○永栄こども政策課長 そうです。ですので、午前中お父さん、午後お母さんというのは大丈夫というところの整理ですね。

ただ、同じような方が何回も何回もというところは公平性欠けますので、そこは一定の回数制限ということで考えております。

○今城委員長 塚田委員。

○塚田委員 ちょっとごめんなさいね。くだらない話かもしれませんが、本当近所の方だったらできるなと思って、それが、歩いていけるんで。だけど、郊外になるとなかなか車で行ったりするんで、それが難しいなっていうところもあって、公平性に欠けるかなと

いうところちょっとあるなというのは思いましたし、あと私もマンガミュージアム行ったことあるんですけど、すんごく静かなんですよ。もう図書館並み静かなんですよ。

（「音楽が鳴ってたけどな」と声あり）

いや、ちっちゃな音だと思うんですよ。そんなに大きな音じゃなくて。今ちょっといろいろ話聞くと、ボードゲームが置いてあったりってなると、子どもたちがボードゲームして騒げないかなと思って、やった、勝ったとかっていう声も出ない、できない雰囲気だなんて、自分は今マンガミュージアム中のイメージをしてるんですけど、なおかつ保育園や幼稚園の子が走り回ることもできんっていうのもあるし、だけど、それをオーケーじゃないですか、この分であればね。来てもらってもオーケー。今まで使ってた人たちが来なくなるんじゃないかなっていうちょっと懸念もあって、うるさいからもう嫌だっていう人たちも出てくるんじゃないかなっていうのもあるし、あとおむつとかのことも心配で、その場でできるところがちゃんと置いてあるのか。離れたところのトイレ行かないとそれができなかつたらお父さん、お母さんは大変だし、走り回ってるちっちゃな子をつかまえながらおむつ替えに行くというのも大変なので、本当近くのところにそういったおむつ替えられるところとか、おっぱいあげられるようなところがあればいいんですけど、そういったところのことも検討されてのあれなのかなっていう。

だから今後検討材料が結構あるんじゃないかなっていうふうなところもあって、もう上限、中学校からゼロ歳児までオーケーであれば、やっぱり考えるところはいっぱいあるんじゃないかなっていうところがあるので、その辺どうお考えなんですか。

○今城委員長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 今、塚田委員さんが言ったとおりなんですけど、以前にそこ子育てひろばが入っておりまして、おむつとか、小さいゼロ歳児とか、そういった方が利用されて、そういった施設は施設には一応その当時には完備されてますので、その辺も踏まえて事業者さんも大体お分かりにはなってると思いますので、いろいろその辺も再度事業者さんのほうにこういったケースもありますということを意見がありましたことをちょっとお伝えしていきたいと思います。

○今城委員長 塚田委員。

○塚田委員 ちょっとすみません。普通に利用ができるってことですね。今まであったところが普通に利用できて、なおかつ人数が、夏休みとかだと人数増えますんで、そういう対応もできるって感じ。

○今城委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 あそこは漫画を読むところということで、静かな環境というところでございます。事業者さんと話ししてる中では、大きく騒ぐとかだとまた別なんですけど、ある程度ボードゲームで楽しんで親子でやったりというところでは特に問題ないというところであります。

あとそのボードゲームをする、ちょっとレイアウトとかも変更も事業者さんとはお話しさせてもらってまして、そういうボードゲーム楽しむ場所、ちょっと親子がゆっくり過ごせる場所っていうスペースは設けようかなという話を詰めさせてもらったところでして、そういった場所と、ある程度広さありますんで、静かに読んだり学習したい方はちょっと離れたところを使っていただくというようなすみ分けはできるかと考えております。

あと公平性の回数というお話ありました。先ほど1日は2回というふうにお話しさせてもらったんですけど、年間での回数も、同じような方が、近所の方が何回も何回もという、ほかの方が限られた予算で使えないということがないように、こちらでも年間の回数というのを制限を設けたいと考えております。

(発言する者あり)

○**今城委員長** 塚田委員。

○**塚田委員** その辺の、すみません、委員長が今ぼそとおっしゃいましたが、その辺の確認をどうされるんだっていうところも、公平性を、朝来た、何回来たかとかって、年間で何回来たかというところの確認をどこでするんだろうというところも踏まえてありますし、あと子どもの絵本を置くという話もあったので、それを読み聞かせる親御さんがいると思うんです。それが近くにおれば、聞こえないので、多分離れていってっていう、声が大きくなってとかっていうのあるかもしれませんし、読み聞かせをできるブースだとか、先ほどおっしゃったボードゲームをできるブースだとかっていうそのコーナー、コーナーを使い分けたほうがまだいいんじゃないかなと思ったりもするんで、その辺も検討材料かなと思ったりはします。

一番最初ちょっとあった、どれだけ使ってるかというのはどうやって見分けるかっていう方法があれば。

○**今城委員長** 永栄こども政策課長。

○**永栄こども政策課長** こちらの事業を活用して入場していただく際に、その方のお名前や住所、学校とかを書いていただくようにしておりますて、そちらで事業者さんのほうでチェックをしていただくというふうに事業者さんとはお話しさせてもらっております。

○**今城委員長** よろしいですか。

○**塚田委員** はい。

○**今城委員長** ほかによろしいですか。

戸田委員。

○**戸田委員** 事業の概要のところから3行目の求める声の多い親子がという記述があるんだけど、これは調査とか、そういうデータベース、何かあるんですか。

○**今城委員長** 永栄こども政策課長。

○**永栄こども政策課長** こちらを直接調査したようなデータベースはございませんが、業務を行っていく中でこういったお話をお伺いすることは多いですし、また昨年度就学前の子どもさんたちに給付金を支給した際にアンケートを併せて実施しておりますて、その中でもこういう雨の日、天候を気にせず過ごせる場所が欲しいっていう、あるといいなという声はたくさんいただいておりますので、そういったところを踏まえまして今回この雨の日も多いところ求められているということで事業を考えております。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 求める声の多いという記述があるので、そういうデータベースがあるのか、あたかもアンケート調査をされてこういう記述されたかという私はちょっと疑念を感じたもんですから、そういうものであれば、ああ、いいのかなと思うんですけど、一方、私は毎月小学校読み聞かせ教室行くんですけども、その図書室でもうこの間も図鑑なり童話見てましたけど、ここに漫画本があるって、本当にそれでうまくいくのかな。私自身が

何かそぐわないような感じを持っています。何かこの事業に対して私、違和感を感じてるんですけど、本当に漫画を読みながら本を読む動機になっていくんだというような、気づかせというんですか、そういうふうな状況に本当に生まれていくんでしょうかね。そういう創出効果あるんでしょうか、その辺を改めて伺っておきたい。

○**今城委員長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** 漫画ですが、漫画自体にいろいろ友情ですとか、勇気ですとか、そういったことはあるんですが、そこを全く活字や本に親しまない子どもを漫画を通じて本につながっていく、こういう側面もあるかと思います。そういうところで今回こちらの書かせていただいている漫画にそういう効果がある、期待できるというところで考えて事業をしておるところでございます。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 最後にしますけれども、やはりこの事業に当たっての熱意というのが、そういう私は伝わってくるものがない。先ほど矢田貝委員さんがおっしゃったように、子どもの居場所づくりなのか、そういう道徳的な本を読ませるような、気づきになるような動作になっていくのかという、どちらかがよく見えないわけですし、やはり私は、事業の趣旨というのはここに書いてないんだけど、事業概要の中で包含されておられますけれども、やはりそういうようなこの事業をどうしてもやらなきゃいけないという当局の熱意がなかなか私たちには伝わってこない、そういうところ私、感じておりますので、私の意見として、今後もこの事業されるでしょうから、やはりそういうふうなスキームというのか、そういうふうな環境づくりも丁寧に私はつくっていくべきだというふうに思いますので、これは強く要望しておきたいと思います。

○**今城委員長** ほかに。

安達委員。

○**安達委員** 皆さんそれぞれ一定質問されましたけど、何点か聞くところで落ち着かせたいんですが、広報は、いつ、どのような、どんな方々に広報されようとしてますか。6月って書いてあるんで、今、今日は16日、半月以上過ぎたんだけどというところで、紙媒体も含まれているのかどうか知らんですけども、どうやって皆さんこの事業内容を広げて、分かりやすく、利用しやすい、事業の中身を対象者に広げようとするのか、そこちよっと教えてください。

○**今城委員長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** 広報につきましては、まず一つは、事業者さんがされるというところがあると思いますが、市としましては、ホームページ、あとSNS等を通じて広報したいと思っております。

あとこういう親子の居場所づくりというところで、学校を通じてチラシ配布というふうなところも考えるところでございます。

○**今城委員長** 安達委員。

○**安達委員** ですから、課長、いつから、何で、何を使ってやろうとしてるのか。学校も今言われました。学校に広げていきたい。そうでしょう。保育所にもされるでしょう。保育園でも。でもいつから、どうやって広げていこうか、分かりやすくしてもらわないと、やったわ、あくまでもパイロット事業ですよっていうだけで終えようとする事業じゃない

と思ってるんで、そこはしっかり広報してもらいたいのので、あえてもう一回聞きます。

○**今城委員長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** 事業開始、6月に向けてというところですので、準備が整い次第、5月下旬に向けて準備を進めていきたいと思っております。

○**今城委員長** よろしいでしょうか。

ほかにはよろしいでしょうか。

土光委員。

○**土光委員** この事業の目的なんですけど、この事業概要を見ると、何度も言われてるけど、親子が天候を気にせず過ごることができる居場所づくり、これが、そういうことをしていきたいと。

その資料の最後の今後の展開も親子の居場所づくりとして民間施設や公民館などの市民にとって身近な既存施設、つまり親子の居場所を新たにつくるのは費用もかかるので、今あるやつをできるだけ活用していきたい。だから最終的には親子の遊び場（居場所）を身近につくりたいというのがやりたいことだというふうに理解します。

これ漫画が焦点になってるけど、別に漫画を広めたいとか、漫画で何かしたいが目的ではなくて、親子の居場所づくりをしたい。たまたま施設として利用できそうなまんが図書館というのが、マンガミュージアムがあるから、今回はそこで試行的なことをするということですね。漫画自身を何か教育的な価値でそれを広めたいとか、そういうのが目的ではなくて、とにかく親子の遊び場、別に漫画以外だって遊ぶこといっぱいあるから、親子の居場所づくりですね。漫画が別に目的ではないというふうに理解するんですが、そういう理解でいいですか。

○**今城委員長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** 第1の目的は、親子、子どもたちが安心して天候を気にせずに過ごせる場所というのをまず第1でございます。そしてその場所として民間施設を活用して行うという、今回パイロット的に行うというところでございます。

その場として漫画というところで、今の子育て世帯、親御さんも子どもの頃から漫画というのは身近にある存在ですので、そういう親子共通の話題にもなる、ゆったりと過ごせるというところでマンガミュージアムというところで場を活用するというところで、メインの目的は子ども、親子の遊び場（居場所）の確保というところでございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから将来的には様々な民間施設、それから公民館を含めた市の施設、そういったところを親子の居場所づくりにしていくために今回はこれをパイロット事業としてやるというふうに理解、そういう位置づけだと思います。

これで何を検証したいんですか。これで、このまんが図書館活用事業で何を検証したいんですか。

○**今城委員長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** こういった民間施設を活用した事業というところで、それに伴うこういった課題があるかですとか、ほかにこういったようなところが求められているのか、またこういう漫画を活用したところでそういう有用性、そういったところを御意見を聞いて次につなげていきたいと思っております。

○今城委員長 土光委員。

○土光委員 いや、例えば目的が、この市の中心市街地、ここにそういった今施設がある。それをこの施設を親子の居場所として将来的に活用できるようにしたいという意図があるんだったら、今回ここでこういった試験的な取組をして、課題とか見つけるというだったら分かるんだけど、別に将来的にここを居場所づくりにしたいというのが目的ではないですよね。ほかの民間施設、公民館、そういった市の様々な施設で居場所づくりを展開したいという目的に照らして、ここで1年間これやって、何か何を検証したいんかよく分からないし、あえて言えばその検証したいことは、私は入場料全部ただにするというのは違和感があるんですけど、例えば半額補助とかあると思うんだけど、何を検証したいか。じゃ、その検証は無料にしないとできないことなのか。さらに言えば、最初、50万円、固定資産、漫画の購入費出しますね。そういうことをしないと目的とする検証ができないのか。そういったことを含めて何を検証したいのかというのがよく分からないです。

○今城委員長 永栄こども政策課長。

○永栄こども政策課長 今回民間の施設を活用していくというところで、子どもの、親子の遊び場、居場所づくりというところなんです、その環境を整えるという意味で無料というところしております。そういったまた漫画だけじゃなくて、もう少し、きょうだいで来られた際の小さい子どもさんでもそういった親子で過ごせるようにというところで漫画以外の環境整備に対する費用も考えているところです。そちらのほうで民間事業者を活用してこうやって行うのは、こういう親子の居場所づくりとして初めてですので、こういった事業でこういった課題があるか、そういったようなところを確認していきたいところがありますし、その親子の居場所づくりっていうところで、今回漫画なんですけど、じゃ、漫画が今後もこういう居場所として有用なのか、あるいはほかにもいろいろ求める声もあるのか、そういったようなところをアンケートを通じて行いたいと思います。

もちろん公民館等を活用した居場所づくりというのは、これは放課後子ども教室ですとか、子ども食堂ですとか、公民館だけじゃないですけど、そういった取組は進めておる中で、今回この民間施設を活用したというところがございますので、そういったところにパイロット事業というふうに考えております。

○今城委員長 よろしいですか。

○土光委員 分かった。

(「精いっぱいだと思います。パイロット事業にされて、・・・」と矢田貝委員)

○今城委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 今後どういうふうに総括して、子どもの居場所、遊び場を考えるかというところの次なる報告を期待をしていくっていうところで、事業概要のところが動かなかった段階でもうここまで悩ませているっていうところについて、じゃ、この予算が通った300万円どうなっていくのかっていうところ、私たちがここでもう一回やってやるのか、やってみて、しっかり総括していきなさいよと言うのかっていうところに来ちゃってるんじゃないかなって思ってますね。

(「いいですか」と西野委員)

○今城委員長 西野委員。

○西野委員 環境整備補助50万円、最初、これなかったと思います。最初は、利用補助

300万円、丸々なってたんです。

今、錦織委員の意見を聞いて、この50万円で、幼児向けの本がないので、幼児向けの本を購入すると言われたんですけど、錦織委員の話では、中高生向けの施設という趣がやっぱり強いんじゃないかなと。そこで事業者が果たして幼児向けの本を50万円購入するかなと。僕、事業者だったら、500円の漫画1,000冊購入します。その部分がやっぱりチェックというのは、市のほうでちゃんと幼児向けの本を購入したかというのをしっかりチェックしていただきたいと思います。

○今城委員長 答弁はどうか。

○西野委員 いいです。

○今城委員長 いいですか。

先ほど土光委員のところですが、今その土光委員がおっしゃってたことについて、矢田貝委員はそういうふうな意見だというふうにおっしゃったんですけど、土光委員が何かそれについてもまた新たなことでもあるようでしたら、途中だったようですので、御意見が、いかがでしょうか。

土光委員。

○土光委員 ありがとうございます。私も本音を言えばパイロット事業でちょっといろいろ試行錯誤、頭を悩ませて試行錯誤、それはやってみてもいいか、やってみればいいじゃないかとは半分は思ってます。ただ、なかなか具体的な中身がよく、それこそ目的とかが私はよく分からないけど、やってみた後また検証すればいいかなというふうに6割ぐらい思います。

ちょっと聞きたいんだけど、例えばこれまんが図書館今あるわけですよね。今の現状よく分かんないけど、ある意味でそこ行って民間事業者が運営して行って、親子パックとか何か準備して、ある意味で親子の居場所として一定程度機能しているところではないんですか。

(「違うよ」と声あり)

それが不十分だとすると、例えばもうちょっと料金を安くすれば、無料かどうか置いて、安くすればもっと親子が来やすくなるという状況があるんだったら、市が試験的にちょっとそういう今回のように何か助成してやってみて、どういう結果になるかという、そういった検証だというのはそれなりに分かるんですが、今のままではそういう居場所づくりには全然なってないという現状認識なんですか。

○今城委員長 永栄こども政策課長。

○永栄こども政策課長 現状のマンガミュージアムは、あくまで民間事業者さんが事業としてやっておられるところなんです、子どもの居場所というところを目的としてやっとなれるわけではないです。もちろん親子で利用されてる方というのも1日何組かはあるとは聞いておりますが、市としまして、こちらの民間事業者、こういう場があるというところを活用して、より子どもたちの、親子の過ごし場所というところを広げていきたいという趣旨の事業でございます。そういう意味でございます。

○今城委員長 よろしいですか。

○土光委員 もうちょっといいですか。

○今城委員長 土光委員。

○土光委員 例えば事業概要で求める声で、親子が天候を気にせず過ごす場所があったほうがいいという声があるということですよね。今マンガミュージアム自身はあると。でも今そういう場としてはそこはなかなか活用されていない、しにくいという現状があるということですか。

○今城委員長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 今現状は、先ほど永榮のほうがい었지만、休日には何組か利用があるということなんですけど、さらに無料であれば、行きたくても行けない点がこういうところがあるよということを利用してもらいたいが、居場所として利用してもらいたいためにそういった形でうちのほうが、市のほうで補助してパイロット事業としてどういう効果があるかを検証していきたいと思っております。

○今城委員長 よろしいですか。

土光委員。

○土光委員 結論から言うと、試験的にやるということでもいいんじゃないかという、検証ちゃんとやりましょう、やってくださいということでもいいんだろう。

ただ、やっぱり今の場所がなかなか、マンガミュージアム、親子の居場所としていろんな理由で利用できない状況がある。だからそれを親子の居場所になるようにということで、何を改善すればいいか、そういう課題を見つけるということで今回の事業して、それでやっていく、それなら分かります。つまり今のあのマンガミュージアムを親子の居場所としてちゃんと使えるように。

でも目的は、それではないですよ。だからその辺が私はよく分からないということだけは申し上げておきます。

○今城委員長 よろしいですか。

そしたら私のほうからも。先ほどるる委員から様々な心配事という部分が幾つか出たように思います。

例えば錦織委員からも、本当に親子同伴という施設なんですかって、そこら辺はどうなんですか。我々がする今回のこの事業に関して、土日、祝日、そして夏、冬、春という長期の休みの期間ですよ。それは無料になるからですっていうところに、そこ決めてますよね。そのときには例えば同伴というのは当然ですなんだけど、それ以外のとき、例えばウィークデーの、普通の日ウィークデーとかは子どもだけでやってきたってそこは入れますよってというようなことになっているのかどうなのか、なっていないのかどうなのか、そこら辺をきちんと確認をした上で公表していかないと、我々の事業はあくまで土日、祝日、長期の休暇ってところでこの事業やります。無料にしますなんだけど、それ以外のときもあるわけですよ。そうしたときに一体どういう形で運用されているのかっていうところは、我々の範囲のところはきちんと同伴なんだけど、それ以外のときは子どもだけでも入れますよみたいなことになるんなら、これ事業そのものの根幹を揺るがすものになるので、そこら辺はきちんと確認をしてくださいっていう、本当なんですかって言われてるってことは確認が必ず必要ですので、その辺はきちんとやってください。

それから先ほど錦織委員からも明るさとか、施設の内容として、これ本当に児童、子どもというカテゴリーがちょっと広いんですけれども、そういう子どもたちに合っている施設なんですかっていうところをやっぱ心配される声がある以上は、始まる前にきちんと

その辺は明るさも含めて確認するべきなので、その辺はきちんと確認をしてください。

また、利用の施設としてのありよう、事業者がそういうふうに直すって言うてますからみたいなことではなく、もうそれが出来上がりましたっていうんでしたら、うちの事業としてやる以上は、それが確認できて、きちんとした形で運用できるんだという施設なんだってことを確認してください。そうしないと、先ほども土光委員やいろんな方から、やってみてしか分かんないですねみたいな言い方でしか我々がここで皆さんにお話しできないっていうようなことを是認するということになってくると、これやっぱり議会としてのありよう、責任ということもありますから、きちんとその辺は確認をしていただいた上で運用してください。

途中でもいろんな、少ないかもしれませんが、意見だとかデータだとかありましたら、途中ででも委員会のほうに報告いただくとか、何らかの形で途中経過なりをやっていると、パイロット終わりました。こんな感じでしたっていう一発での報告というのはあまり好ましくないな。この事業が3月の時点でもあまりきちんとした形で整ってませんよっていう指摘があった。そして本日も心配事まだいっぱいありますよって言われている以上は、この事業進めていく途中でもしっかりと検証やしっかりと報告をお願いしたいと思いますから、そこら辺はよろしくお願いします。

ほかにはよろしいですね。

では、ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時14分 再開

○今城委員長 民生教育委員会を再開いたします。

福祉保健部から2件の報告を受けます。

初めに、米子市障がい者支援プラン2024の策定について、当局の説明を求めます。

米田障がい者支援課長。

○米田障がい者支援課長 障がい者支援課から、米子市障がい者支援プラン2024の策定について御報告をいたします。

サイドブックス、米子市障がい者支援プラン2024の策定についての1ページを御覧ください。まず、今回の報告を行うこととなった経過について御説明いたします。米子市障がい者支援プラン2024は、令和5年度に策定作業を行い、民生教育委員会には令和6年1月の閉会中委員会において素案をお示しした上で、パブリックコメントの実施について御報告をさせていただき、その後、3月29日に公表をいたしました。

市議会議員の皆様には議会事務局を通じて支援プラン2024の全文のファイルデータをお送りするとともに、サイドブックスの各種計画等フォルダに掲載をさせていただいたところですが、この支援プラン2024に掲載している3つの計画のうち、米子市障がい者計画については、その策定根拠である障害者基本法第11条第8項の規定により、市町村が計画を策定したときは議会に報告することとなっていることから、支援プランに掲載している他の2つの計画とともに当委員会で御報告をさせていただくものでございます。

次に、2ページを御覧ください。米子市障がい者支援プラン2024概要版として、支援プラン2024の概要と策定のために行ったことを記載しております。

内容については記載のとおりでございまして、各計画についてはこの後御説明をさせて

いただきたいと思います。

続きまして、3ページを御覧ください。第2期米子市障がい者支援計画について御説明をいたします。

第2期米子市障がい者計画は、国の障害者基本法に基づき、障がいの有無にかかわらず全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け本市が取り組む障がい者施策全般に関する基本的な方向を示す計画で、計画期間は令和6年度から令和14年度の9年間となっております。

国の第5次障害者基本計画の改正内容や社会状況の変化、本市の実情等を踏まえ、5つの基本的な視点と安心・安全な生活環境の整備をはじめとする全10項目の分野別の取組を掲げ、具体的な目標や施策の方向性を記載しております。

今回の改定では、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行や障害者差別解消法の改正などの国の動向や関係団体へのヒアリングや障がいのある方へのニーズ調査でいただいた御意見を踏まえ、障がいの種別にかかわらない意思疎通支援の充実や合理的配慮の提供義務化への対応、障がい福祉サービスの提供体制の充実、人材確保、親亡き後への対応、地域で生活を支える支援体制の構築などについて新たに記載をさせていただきます。

次に、4ページを御覧ください。第2期米子市障がい福祉計画及び第3期米子市障がい児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、国が示した基本指針を基本といたしまして、本市の実情等を踏まえ各種障がい福祉サービスや相談支援の提供体制の確保などについて定めたものでございます。両計画を一体のものとして策定しております。計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間となっております。

計画では、基本的な考え方に示す方向性の実現のため、令和8年度を目標年度として、施設入所者の地域生活への移行をはじめとする7項目について具体的な成果目標を定めています。

今回の改定では、強度行動障がいのある人への支援体制の整備や就労移行支援事業所の一般就労実績の向上、障がいのある児童の地域社会へのインクルージョンの推進などについて見直しを行っております。

本市では、これらの成果目標の達成に向け、各種障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業並びに障がい児通所支援などの見込み量を定め、その実現のために必要な提供体制の確保と充実を図るとともに、サービスの質の向上に向けた施策を実施することにより障がいのある方が安心して暮らせる地域となるよう取り組んでいくこととしております。

最後に、本支援プランの進捗管理、推進体制についてでございますが、米子市障がい者計画等推進委員会を設置いたしまして、実施状況について点検及び検証を行い、施策の適切な実施を図ることとしております。

また、実施状況につきましては、福祉保健部内の他の計画とともに民生教育委員会において御報告をさせていただくこととしております。

説明は以上です。

○今城委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 この計画の推進は、今御説明いただいたように推進委員会でもって評価をされていくと思うんですけども、この計画の中、またこの計画策定までの今後の市として取り組んでいかないといけない課題として残ったもの等の具体的な進めていくこの計画の評価、推進状況の評価ではない部分、施策として取り組んでいく部分の検討というのはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。見えてきてる課題等もあると思うんですね。

○今城委員長 米田障がい者支援課長。

○米田障がい者支援課長 ありがとうございます。米子市の施策全体での中での検証しながらきちんとやっていくべきところはやっていくという話だと思っています。こちらとしましても、もちろん計画に書いてあることが全てではございませんので、日々の業務の中での課題等はあると認識しておりますので、そういったことについては皆様のほうからまた御意見をいただきながら、できるところから進めていきたいと思っておりますし、その辺りにつきましては、もちろん米子市のこの施策の推進、計画等の推進委員会もありますし、米子市の自立支援協議会のほうもございますので、そういったところから事業者さんなり、当事者の御家族なりからのまた御意見等もいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○今城委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 今までと同じような年単位で推進委員会の評価を私たち議会にもいただいてというような流れ、特に新たな自立支援協議会との議論の内容を具体的にどこかのタイミングでこのことについては議会に報告していきたいと思ってるというようなものはまだ見えてないってということで、私、毎回この策定に向かって努力されているのは、策定委員会とかいろんなところなるべく出るようにさせていただいて、議論の様子も拝見するんですけども、その中でやっぱり推進しますとか、検討しますというのはたくさんあって、その期間中の終了時点での報告はあるんですけども、推進しますその途中の議論というのはどこでどのようにされてきて、次、推進しますと言ったところが具体的にこの計画終了後にどこまで変わっていったのかというのがなかなか見えなくて、そこが聞きたかったんですけど、やっぱり今でもこのことがこの推進プランの中の本市としての今期中の柱だみたいなところというのはちょっと何か見えないなというふうに思うんですけど。

○今城委員長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 ありがとうございます。この計画の以外のところも、さらに具体的なところにつきましても基幹相談支援センターですとか、相談支援体制についてですとか、様々な課題があると思います。先ほど課長からも説明させていただきましたけれども、そういった事業ですとかの課題なども市の自立支援協議会などでも議論をしながら、大きな方向性ですとか、そういったことになりましたらまた委員会等で御報告もさせていただきながら御意見頂戴して、よい施策にしていきたいと考えております。

○今城委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 これお願いにさせていただきたいと思いますが、それぞれの計画の主な視点がありますよね。障がい者計画でいくと基本的な視点で5項目上げてくださってます。そういったところの中でも今、米子市として、全国的に親亡き後の課題が大変なんだ。その大まかな全体を包含した支援プランになってると思うんですけども、その中でも確実

にこれは形にしていくんだよというところをぜひ再度部局内で検討していただいて示していただきたいという意味ですので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○今城委員長 ほかにはございますか。

土光委員。

○土光委員 一つだけお伺いしたいんですが、ちょっと資料、この障がい者支援プランの本編というか、その中のことで1点だけ。ちょっと発信します。ちょっと待つて。ちょっと発信します。通知行ったかな。

障がい者プランの本編で24ページ、その中の(4)の①の本市の目標値と実績で、アのところです。就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行、実績が書かれています。例えば一番上は年間26名、この辺の人数に関して、これ対象人数は大体何人ぐらいで、そのうちの26人とか15人とかということだと思います。この対象人数は大体それぞれのくらいの該当する方がいて、そのうち実績が何人、人数が出てるけど、これの元の対象になる方の数というのは分かりますか。

○今城委員長 米田障がい者支援課長。

○米田障がい者支援課長 就労移行支援事業所等を通じて一般就労の人数で、元の人数ということになりますとサービスの利用者数ということになると思います。サービスの利用者数ということでございますので、ページとしては、ちょっとお待ちください。

(「これか。29とか・・・」と声あり)

そうですね。何ページですか。

(「29ページ」と声あり)

今度は29ページを御覧いただけますでしょうか。

(「20じゃないですか」「サイドブックの34です」と声あり)

サイドブックでいうと34ページですね。計画の中でのここですと29ページになると思いますが、こちらのほうにサービスの利用者数の実績のほうを載せさせていただいておりますので、こちらが令和4年度で申しますと、就労移行支援が実績として34人、就労継続支援A型が106人、就労継続支援B型が664人ということ、こちらが母数というふうに御理解いただけたらと思います。

○土光委員 分かりました。

○今城委員長 よろしいですか。

○土光委員 はい。

○今城委員長 ほかにはございますか。

安達委員。

○安達委員 全編、計画の委員会を傍聴してるわけじゃないんですが、感じられるときがあるんだけど、発言できないんで、じっと我慢するしかないんですが、かといつてもうこうやってできてきますね。3月の何日に公表しました。その間までにやっぱり、いろんな委員さんが、何とか団体のメンバーです、何とか組織のメンバーですって発言されるのはいいですよ。そのやっぱり専門分野の現場の話をされますから、当局に投げ返されて、それは計画に盛り込みたいとか、そこまでのものではないけど、数字はこのように取り込んでますとかっていう項目があるんですが、見とって、委員長さんと事務局で話合いのすり合わせをしてもらいたい、その場で出てこない意見とかがかなりあると思うんですよ。

それはいっぱいありますよね。でも事務局として、ここはこの計画の中に盛り込みたい柱みたいなものが議論されなかったら、やっぱりこれこれですと言ってほしいんだがね、あの場で。事務局、何かありませんかってって委員長が事務局に顔を振りますよね。議論されなかったらスルーしてしまうのを見てると、そこはもっと議論してもらいたいし、中身をもっと現場の声とか数字とかを反映していただきたいなと思ってるんだけど、どうしようもないんで、傍聴してると、それはどう思われますか。あまりにもたくさんあって言いませんけれども、感じるころがあります。

○**今城委員長** 米田障がい者支援課長。

○**米田障がい者支援課長** どのように策定委員会の中での皆さんの御意見を計画に反映していくのかということと、米子市としてそれを受け止め、施策に反映していくのかということの御意見いただいたと思います。

策定委員会は、どうしても時間が限られておりますし、障がい福祉分野、この計画かなりボリュームがありますので、なかなか策定委員会の1時間、2時間の中で全ての議論尽くせないということはあります。

その中で我々としても策定委員会の中で御意見が出なかった、いただけなかったものについては、文書で改めてまた募集しまして、御意見をくださいという形で呼びかけをさせていただいて、いただいたまたその御意見を集約させてもらって、次の委員会の中で反映をさせていただくとかという、なかなかその2時間の中だけではいただけない御意見も含めて拾えるようには努力をさせていただいているところでございます。

○**今城委員長** 安達委員。

○**安達委員** 課長が今答えてもらって、ありがたいです。あの場でしかない場面で埋もれてしまうと、それがスルーしてしまうことが多々感じたときがあって、ここ欲しいとか、このところは事務局はかなり熱心に柱として取り込んでおられるでしょうけん、行を一つでも増やして中身を網羅していただきたい、イメージが湧いてくるときがあるので、ぜひそれはやり取りをしていただいて、できるだけ計画に盛り込んでいただきたいという要望です。よろしくお願いします。

○**今城委員長** ほかにはよろしいでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市地域包括支援センター運營業務委託公募型プロポーザルの実施について、当局の説明を求めます。

足立福祉保健部次長。

○**足立福祉保健部次長兼長寿社会課長** そうしますと、長寿社会課から、米子市地域包括支援センター運營業務委託公募型プロポーザルの実施について御報告をいたします。

本件につきましては、令和6年2月14日開催の閉会中委員会におきまして御報告をさせていただきました地域包括支援センターの運営体制の見直しの一環として実施をするものでございます。

まず資料のほうでございしますが、資料2ページを御覧いただきたいと思います。地域包括支援センターの運営体制の見直しについてを御覧いただきたいと思います。この2ページと3ページ、2月に御報告をさせていただいた際の資料でございします。地域包括支援セ

ンターにつきましては、現在7か所に設置をしておりますが、今後も増大が見込まれる支援ニーズに適切に対応していくため、11の日常生活圏域ごとのセンター設置に向けた再編整備を行うことといたしました。

このことに伴いまして、現在3つの日常生活圏域を担当しておりますふれあいの里地域包括支援センターにつきましては、直営から委託方式に変更いたしまして、東山圏域を米子市社会福祉協議会が運営をいたしまして、福生圏域及び福米圏域については新たな受託事業者を募集するための公募型プロポーザルを実施することとしたところでございます。

続きまして、ページ戻っていただきまして、資料1ページ目でございます。本日の資料、米子市地域包括支援センター運營業務委託公募型プロポーザルの実施についてを御覧ください。

まず、1の経緯についてでございますが、先ほど御説明をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、2の公募の概要でございますが、内容につきましては資料記載のとおりでございます。

最後に、3の今後のスケジュールについてでございます。プロポーザルの実施により令和6年8月上旬に新たなセンターの受託事業者を選定いたしまして、令和7年1月から3月にかけて新たな事業者と現行センターの間で業務の引継ぎや準備を行い、令和7年4月1日に福生地区地域包括支援センター及び福米地区地域包括支援センターの開設を行うこととしております。

なお、本件につきましては、円滑な体制移行に向けまして日頃から地域包括支援センターとの関わりの深い各地区社会福祉協議会、民生児童委員、自治会などの地域の関係者の方々や圏域内の介護サービス事業者等との十分な協議や調整を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○今城委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

錦織委員。

○錦織委員 ちょっと二、三お尋ねします。

このプロポーザル参加資格は、県内事業者、県内外も、外も含まれるのかどうかというですね、県外も含まれるのかどうかということと、公募の概要のほうの(3)を、事業実施期間というのを見ると、令和7年4月1日から令和8年3月31日までってことで1年間だけなんですけど、これを1年にした理由をお聞きしたいです。というのは1年間ってことは、経営上とか、雇用上とか、そういう不安があるんじゃないかなというふうに思うんですけど、それについて伺います。

○今城委員長 足立福祉保健部次長。

○足立福祉保健部次長兼長寿社会課長 まず、1つ目のプロポーザルにおきます県外からの事業者は対象となるかどうかというお話だと思います。これにつきましては一応プロポーザルの実施要綱の中で米子市内に事業所または事務所を有することということを要件とつけさせていただいておりますので、そういった事業所なり事務所がある事業者であれば、例えば本部が県外であったということであっても対象となるというふうにしております。

それと2つ目の委託の実施期間ということでございますけれども、今、令和7年4月1

日から令和8年3月31日までというふうにさせていただいております。今、実際地域包括支援センターの契約につきましては、単年度の契約をほかの包括支援センター等もさせていただいております。この包括支援センターの運営状況につきましては、地域包括支援センター運営協議会のほうで報告をさせていただいております、その中で引き続き継続していただくというところでお話をさせていただいて、翌年度の契約を、また随意契約をさせていただくというような流れになっておりまして、この今回のプロポーザルの事業者についても同じような扱いで、まずは単年度の契約ということで上げさせていただいてるというところがございます。

○今城委員長 錦織委員。

○錦織委員 それじゃ、米子市内に事業所を有する事業者っていうことになる、これは本社が東京にあるとか、千葉にあるとか、そういうところでもいいっていうことになるということですよっていう確認です。

それと1年にした理由は、ほかのところもそうしてますよと、運営協議会で報告して、問題なければ次のところ、また翌年度もっていうことで、両者がよければ次の年も、数年ずっと続けていくっていうことなんで、随契でっていうことなんですけど、大体こういう、何というかな、こういう事業は単年度契約というのが一般的なんですかね。ちょっと私が承知してなかったの。

○今城委員長 足立福祉保健部次長。

○足立福祉保健部次長兼長寿社会課長 まず、1つ目の御質問ですが、委員さんのおっしゃるとおりで、参加資格としてそういうふうに定めておりますので、米子市内に事業所等があればという、問題はないというところでのところでございます。

それと単年度契約というところにつきましては、全てがそうかということではないと思いますけれども、他市の例を見させていただくとそういった単年度契約でしておられるというところもあるというふうに確認をさせていただいております。

○今城委員長 錦織委員。

○錦織委員 最初言ったように、経営だとか、雇用する上でも、取りあえずは1年契約だからっていうような感じとするというのは何かちょっと人、働いてもらう、委託するのにそういうやり方でいいのかなっていうのが、ここにかかわらずやってるということなんですけど、それは私はちょっと疑問に思いますので、働く人の気持ちになってみれば、もしかしたら来年は変わるかもしれないっていうような、積み重ねで、やっぱり仕事というのは毎年毎年積み重ねていくもんだと思うので、経験やら、失敗やら、いろいろあって、それが何か単年度で随契ということでいいのかなっていうのはちょっと、私自身はあんまりよくないんじゃないかなっていうふうには思っています。

○今城委員長 答弁はよろしいですね。

○錦織委員 いいです。

○今城委員長 ほかにございますか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 センターの担当圏域の再編のところですね、今日の参考資料の、6年度のところにあります後藤ヶ丘地区なんですけれども、義方と住吉が統合されて、こうほうえんが受けられていると思うんですけど、これ呼び方が、この統合、上半期の中にできた段

階で後藤ヶ丘地域包括支援センターとなるという理解でよろしいでしょうか。

○**今城委員長** 足立福祉保健部次長。

○**足立福祉保健部次長兼長寿社会課長** 後藤ヶ丘圏域の包括支援センターということでございますけれども、まず統合直後につきましては加茂と後藤ヶ丘が一つの拠点の状態での統合になります。それを今後、圏域ごとに拠点を置くというところで後藤ヶ丘と加茂をまた分けるというようなお話を法人さんのほうとは進めさせていただいてるところでございます。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 3つが2つになるというイメージで、校区的にはですよ、思う。ちょっとこれ私も表からする、書いてみるんですけど、なかなか理解ができませんけど、加茂・河崎を中心に住吉・加茂地域包括支援センターって呼んでたところを加茂地域包括支援センターって言うと思うんですよ。それで義方・湊山包括支援センターのところの義方をいただかれて、住吉もいただけるわけですから、そこは義方・湊山地域包括支援センターがもう湊山地域包括支援センターと言わなければいけなくて、これがこのプロポーザルで最後、7年度に11になるというところを前提に校区の名称に変わっていかなければいけなくて、もし校区の名称が包括の名前につかないのは、ふれあいの里地域包括支援センターだけが6年度については3校区を持つわけですから、これはありだと思っております。整理しておく必要があるんじゃないかと思うんです。その意味で確認しました。

○**今城委員長** 矢野長寿社会課係長。

○**矢野長寿社会課係長** 今先ほど委員さんからいただいた点についてですけれども、令和6年度のこの義方地区と住吉地区の統合をした段階ですね、予定では今、令和6年の7月を予定しておりますが、この時点では後藤ヶ丘・加茂地域包括支援センターという名称になる予定です。そして担当圏域につきましては、義方、住吉、それから加茂、河崎、この4つの公民館校区を担当する予定としています。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** ということは、センター担当圏域の再編の（1）令和6年度の作業の中の③の複数の生活圏域担当する法人に対しての複数拠点の設置に向けた協議の中で今おっしゃったところが、新しく引っ越されて早々のことって本当に何か申し訳なかったように思うところがあるんですけど、すっきり来るようにされていくだろうと、そのときに名称も考えられるということですね。

○**今城委員長** 矢野長寿社会課係長。

○**矢野長寿社会課係長** 委員からお話のあったとおりでございます。再編が進むにつれて、その状態に合わせて名称が変更していく。今の義方・湊山地域包括支援センターにつきましても、補足ですが、義方を返還というか、手放された段階で湊山地域包括支援センターになっていく。それから後藤ヶ丘・加茂地域包括支援センターというふうに先ほど申し上げましたが、こちらがまた複数の拠点を設けられる際にはそれぞれ後藤ヶ丘地域包括支援センター、加茂地域包括支援センターというふうに単独の名称になっていくという想定で今動いています。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 分かりました。

次に、包括の11包括を想定した場合の7番と8番、現在の弓ヶ浜包括支援センターについてですけども、この件については今年度のうちに複数の拠点の設置に向けた協議をされるということによろしいのでしょうか。

○**今城委員長** 足立福祉保健部次長。

○**足立福祉保健部次長兼長寿社会課長** 今、委員さんおっしゃっていただいたとおり、これにつきましても今請け負っていただいている法人さんとは協議を進めているところでございます。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 分ける方向なんですね。

○**足立福祉保健部次長兼長寿社会課長** そのとおりでございます。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 分かりました。

最後に、すみません、いいですか。

○**今城委員長** どうぞ。

○**矢田貝委員** 7年度の11センターが設置されるところの地域包括支援センター統括員のことなんですけれども、7年度にはそういった人材をとということですけど、これは人なののでしょうか。部署なののでしょうか。包括の中にそういった機能を1か所持ってもらうということなんのでしょうか。ちょっとその辺7年度にスタートするためには今年度の議論がされてないといけないと思うんですけど、少し御説明を求めます。

○**今城委員長** 足立福祉保健部次長。

○**足立福祉保健部次長兼長寿社会課長** 統括員のお話、御質問でございます。これにつきましては、前回の2月の閉会中委員会の中でも御説明をさせていただいたところです。これにつきましては、今のところ長寿社会課の中にそういった人を配置するという予定にしておるところでございます。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 分かりました。人、1人という、員ですからね、というふうに理解します。

この11にされるということで、より長寿社会課の中にそういった専門職なり、係なのか分かんないんですけど、置かれることを機に、この包括支援センターが本来持っている総合相談事業というところが今後の総合相談支援センターの再編であるとか、公民館を拠点とした地域共生社会の実現に向けた議論の中にしっかりとコミットしていけるように、地域包括支援センター統括員を含めて長寿社会課、福祉保健部の中の発信力といいますか、発言をしっかりとしていっていただけるように求めておきたいと思います。以上です。

○**今城委員長** ほかにはございますか。

安達委員。

○**安達委員** 昨日、実は和田では地域ケア会議、1か月置きにあるんですが、昨日あって、その作業が必ずあるんですけど、定例的に、何をするかというと、和田を4ブロックに分けて、高齢者世帯、高齢者の中でも2人高齢者、独居、それから障がい者を含めた世帯の情報を重ね合わせていくわけですね。それと変わっていったと、もう入所してしまったから、施設入所だから在宅ではない。見てると、自分も何年かその委員、メンバーの一人に入ってるんですが、だんだん、何というんですか、情報が錯綜するというか、個人の情報

に重ねていかなきゃいけないのに、地元も情報が分かってない人もいる。在宅福祉、それから民生委員、そしてケアマネさん。昨日もケアマネさん1人来てたと思うんだけど、全部の4地区のアドバイザーにはなれないぐらいなってるので、大変かなと思って、今、足立次長答えられたけど、美保これから先こうなるんよと、随分スタッフを充実していかないと、発見が遅かって駄目だったわということにならんように、ぜひ今まで以上に、ケア会議とかもあります、包括支援センターへの、何ていうですか、事業の充実というんですか、地域との密着型にしていけないといけないなという感ずるままなんで、それを統計持つてるかてって、持つてないわけですよ。みんな委員さんも民生委員さんも替わる。それから在宅福祉の方も替わる。もちろん市の担当者も替わられるんですけども、そういったことで地域は非常に需要があるのに、対応がどうなってるかなっていうのがちょっと気になったところなんです、そういったことを実際担当者としてどのように思っておられるか分かりますか。教えていただけますか。

○今城委員長 足立福祉保健部次長。

○足立福祉保健部次長兼長寿社会課長 地域ケア会議、和田のほうでされてるところで、今回地域包括支援センターの再編をもともと考えたところが、今本当に高齢者も増えて、そういったいろいろ複雑な問題も増えている。そんな中で今の7か所での対応というので今後、先のことを考えたときになかなかその対応が難しくなるのではないかとこの懸念があります。そういった持続可能性というところを考えたときに、やっぱりもともと本来あった日常生活圏域ごとに地域包括支援センターという拠点を置くと。それは住民の方にとっても同じ中学校区の中に1か所あるというところでの行きやすさであったり、相談のしやすさであったりというところでこういった再編成を考えたというところでございます。その中でより地域のほうに入っていくって、今の地域の状況というのを、今も十分しっかりやっていただいているところでもありますけれども、狭い範囲の中でより手厚くそういった地域の状況というのを把握できるような体制を今後取っていきたいというふうに思っているところでございますので、その中で地域包括支援センターとして長くそういった地域の状況に確認をしながら必要に応じたいろんな対応とか、問題、困り事だとか、そういったことに対応していくということで考えるところでございますので、そういったところでの再編だということ考えていただけたらというふうに思っております。

○今城委員長 安達委員。

○安達委員 なぜまた畳みかけて言うかということ、ケア会議が1時間半ちょっとあったですが、その後で今度は別室で民生委員さんと在宅の方でケース検討会議やってるんですよ。だから、この際情報をしっかり集めといて、対応策を練られる、対策会議みたいなものですよね、ケース検討、それも同時進行的にやってられたんで、大変かなと思いつつ、最初、次長が言われた、高齢化はもう前提としてあるので、地域はね、そこにどのようなサービス提供がケアマネさんも増えた包括の人たちと行政と地域の民生委員さんも含めた在宅の方といかにこの情報集めといて、長寿社会課の担当者が意思疎通を発揮していくかな、必要かなというのが今さらながらに思ったものですから、たまたまレアな話になってしまいましたけど、という昨日の今日でした。以上です。要望しておきます。

○今城委員長 ほかにはございますか。よろしいですか。

ないようですので、以上で民生教育委員会を閉会いたします。

午後 2 時 5 4 分 閉会

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

民生教育委員長 今 城 雅 子